

2018

企画振興部の概要



長崎県

目 次

企画振興部組織機構及び職員数	1
企画振興部事務分掌	2
平成30年度企画振興部の予算概要	4
企画振興部の主要事業	
政策企画課	
1 長崎県総合計画 チャレンジ2020（平成28年度～平成32年度）	11
2 長崎県長期人口ビジョン及び長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略	12
3 全国知事会	13
4 九州地方知事会・九州地域戦略会議	14
5 道州制	15
6 政策連合	17
7 政府施策に関する提案・要望の実施	18
8 国土形成計画（全国計画・広域地方計画）策定への参画	19
9 県内大学等との連携	21
10 企業版ふるさと納税事業	22
11 各種連携の取組	23
I R推進課	
1 特定複合観光施設導入推進事業	25
地域づくり推進課	
1 新・ながさき暮らしUIターン促進プロジェクト	26
2 地域総合整備財団（ふるさと融資）貸付制度	28
3 長崎！県市町スクラムミーティング	30
4 過疎対策	31

5	半島振興対策	33
6	小さな楽園プロジェクト費	35
7	振興局活動推進費	37
8	島原・天草・長島架橋構想の推進	38
9	地域づくり活性化支援事業	39
10	有人国境離島法関連施策の推進	40
11	国境離島創業・事業拡大等支援事業費	43
12	長崎しま雇用・しま人材確保促進事業費	44
13	国境離島輸送コスト支援事業費	45
14	しまの地域商社構築事業費	46
15	離島振興計画の推進	47
16	離島活性化交付金事業	49
17	離島流通効率化・コスト改善事業	50

スポーツ振興課

1	誰でも気軽にスポーツを楽しむ機会の充実	51
2	スポーツを支える活動の推進	52
3	地域密着型クラブチーム等を活用した地域活性化	53
4	長崎県スポーツコミッションによる地域活性化	54

市町村課

1	住民基本台帳ネットワークシステムの運用	55
2	市町権限移譲等交付金	56
3	市町と県の人事交流の拡大	57
4	市町合併支援特別交付金	58
5	選挙管理委員会の業務	59

土地対策室

1	土地利用対策事業	60
2	国土利用計画管理運営事業	61
3	土地利用基本計画管理事業	62

4	土地取引・勧告制度事業	64
5	地価調査事業	65
6	国土調査事業	66

新幹線・総合交通対策課

1	九州新幹線西九州ルート of 早期実現	68
2	佐世保線等の輸送改善	70
3	県内空港活性化推進事業	71
4	離島航空路線確保対策事業	72
5	離島航路対策（離島航路への欠損補助制度等）	73
6	離島基幹（貨物）航路対策（航路の運賃低廉化）	75
7	地方バス対策	77
8	松浦鉄道・島原鉄道対策	78

県庁舎跡地活用室

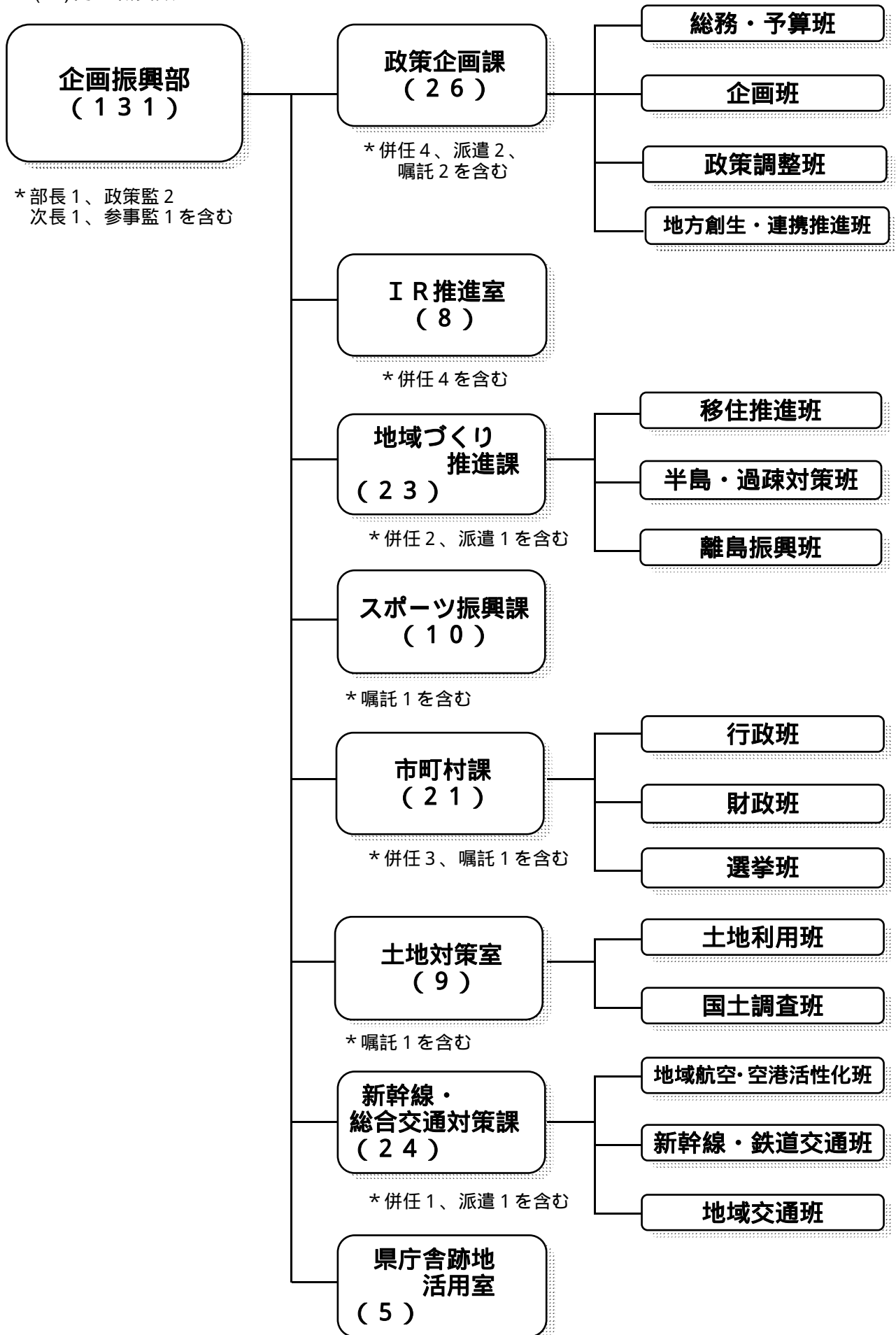
1	現庁舎の跡地活用について	79
---	--------------	----

資料

	企画部門の組織の変遷	82
--	------------	----

企画振興部組織機構及び職員数

()内は職員数



〈 政策 企画 課 〉

- 1 重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- 2 知事が指定した施策の総合調整に関すること。
- 3 九州地方知事会、九州地域戦略会議等に関すること。
- 4 広域的な政策連携に関すること。
- 5 振興局に関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。)。
- 6 部内各課(室)の予算の事務に関すること。
- 7 部内各課(室)の連絡調整に関すること。
- 8 部他課(室)の所管に属しないこと。

〈 I R 推 進 室 〉

- 1 特定複合観光施設(IR)に関すること。

〈 地 域 づ くり 推 進 課 〉

- 1 総合的な地域振興に関する施策の企画、立案及び総合調整に関すること。
- 2 離島・半島の振興に係る施策の企画、立案及び推進に関すること
(他課(室)の所管に属するものを除く。)。
- 3 Uターン等の推進に関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。)。
- 4 過疎・辺地対策に関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。)。
- 5 雲仙岳災害記念館及び雲仙岳災害記念財団に関すること。
- 6 振興局における地域振興に関すること。

〈 ス ポ ー ツ 振 興 課 〉

- 1 県民スポーツの振興に関すること。
- 2 スポーツツーリズムの振興に関すること。

〈市町村課〉

- 1 市町(財産区及び市町の組合を含む。)の人事、給与制度その他行政一般に関すること。
- 2 市町の公社に関すること。
- 3 市町の公営企業に関すること。
- 4 市町の地方債(他課(室)の所管に属するものを除く。)及び財政一般に関すること。
- 5 地方交付税に関すること。
- 6 選挙管理委員会に関すること。
- 7 自治紛争処理委員に関すること。

〈土地対策室〉

- 1 国土利用計画及び土地利用基本計画に関すること。
- 2 土地取引規制区域の指定に関すること。
- 3 土地売買等の取引規制に関すること。
- 4 不動産の鑑定評価、地価公示及び地価調査に関すること。
- 5 開発行為等の規制の総合調整に関すること。
- 6 国土調査事業に関すること。
- 7 その他土地対策の総合調整に関すること。
- 8 国土利用計画審議会及び土地利用審査会に関すること。

〈新幹線・総合交通対策課〉

- 1 地域交通体系の企画及び総合調整に関すること。
- 2 空港の活性化に関すること。
- 3 空港の貨物輸送に関すること。
- 4 新幹線の建設推進に関すること。
- 5 新幹線を活用した地域活性化策の調整に関すること。
- 6 県内鉄道網に関すること。
- 7 自動車運転代行業に関すること。

〈県庁舎跡地活用室〉

- 1 県庁舎の跡地活用に関すること。

Ⅲ 平成30年度企画振興部の予算概要

企画振興部の予算概要

(単位：千円)

課(室)名	平成30年度 当初予算額	財 源 内 訳		
		国庫支出金	そ の 他	一般財源
政策企画課	2,386,741	574,167		1,812,574
振興局	1,061,425			1,061,425
政策企画課 (I R推進室、土地対策室の職員給与費 含む)	339,197			339,197
I R推進室 (職員給与費除く)	102,843	13,660		89,183
土地対策室 (職員給与費除く)	883,276	560,507		322,769
地域づくり推進課	1,411,692	690,581		721,111
スポーツ振興課	146,670	16,188		130,482
市町村課	1,654,578	476	838,596	815,506
新幹線・総合交通対策課	5,534,693	1,765,295	1,163,000	2,606,398
県庁舎跡地活用室	61,588			61,588
企画振興部計	11,195,962	3,046,707	2,001,596	6,147,659

政策企画課・I R推進室・土地対策室・振興局

(単位：千円)

科 目 (款項目)	事 業 名	平成30年度 当初予算額	財 源 内 訳			内 容
			国庫支出金	そ の 他	一般財源	
総務費		2,386,741	574,167		1,812,574	
総務管理費		1,061,425			1,061,425	
一般管理費		1,061,425			1,061,425	
	職員給与費	1,025,427			1,025,427	
	振興局運営費	35,998			35,998	
企画費		1,325,316	574,167		751,149	
企画総務費		268,965			268,965	
	職員給与費	268,965			268,965	
企画調整費		173,075	13,660		159,415	
	総合調整費	38,037			38,037	全国知事会、九州地方知事会等の活動や国への要望等を行うための経費
	調査計画費	135,038	13,660		121,378	新しい政策に反映させるための調査研究経費など
土地政策費		883,276	560,507		322,769	
	土地対策費	883,276	560,507		322,769	地籍調査事業など、適切な土地利用・土地取引に関する経費
振興局計		1,061,425			1,061,425	
政策企画課計 (I R推進室、土地対策室の職員 給与費含む)		339,197			339,197	
I R推進室計 (職員給与費除く)		102,843	13,660		89,183	
土地対策室計 (職員給与費除く)		883,276	560,507		322,769	
政策企画課合計		2,386,741	574,167		1,812,574	

地域づくり推進課

(単位：千円)

科目 (款項目)	事業名	平成30年度 当初予算額	財源内訳			内容
			国庫支出金	その他	一般財源	
総務費		1,411,692	690,581		721,111	
企画費		1,409,920	690,581		719,339	
企画総務費		191,945			191,945	
	職員給与費	191,945			191,945	
地域政策費		1,217,975	690,581		527,394	
	しま振興対策費	1,069,409	634,930		434,479	有人国境離島法に基づく、国の交付金を活用した離島地域の雇用機会拡充や輸送コストの低減、「しまは日本の宝」戦略の実現など、離島の振興施策を推進するための経費
	半島振興対策費	12,818	3,834		8,984	半島振興計画による諸施策を推進するための経費
	地域振興対策費	135,748	51,817		83,931	移住対策の強化や「小さな拠点」づくり、振興局プロジェクトの実施など地域の振興施策を推進するための経費
市町村振興費		1,772			1,772	
自治振興費		1,772			1,772	
	市町村行財政連絡調整費	1,772			1,772	
地域づくり推進課計		1,411,692	690,581		721,111	

スポーツ振興課

(単位：千円)

科 目 (款項目)	事 業 名	平成30年度 当初予算額	財 源 内 訳			内 容
			国庫支出金	そ の 他	一般財源	
総務費		146,670	16,188		130,482	
企画費		146,670	16,188		130,482	
企画総務費		59,331			59,331	
	職員給与費	59,331			59,331	
地域政策費		87,339	16,188		71,151	
	スポーツ振興費	87,339	16,188		71,151	県民スポーツの振興、スポーツ ツーリズムの振興に要する経費
スポーツ振興課計		146,670	16,188		130,482	

市町村課

(単位：千円)

科 目 (款項目)	事 業 名	平成30年度 当初予算額	財 源 内 訳			内 容
			国庫支出金	そ の 他	一般財源	
総務費		1,654,578	476	838,596	815,506	
市町村振興費		1,440,035		838,596	601,439	
市町村連絡 調整費		100,908			100,908	
	職員給与費	100,908			100,908	
自治振興費		1,339,127		838,596	500,531	
	市町村行財政連 絡調整費	15,840		600	15,240	市町への一般行政等に係る情報提 供・助言及び市町村起債事業等の事 務に要する経費
	長崎県市町財政 資金貸付費	82,097		80,000	2,097	市町の行財政水準の向上を図るた め、公共施設や地域産業振興施設 等の整備を対象とした貸付等に要 する経費
	市町村振興宝く じ収益金交付費	757,996		757,996		市町村振興宝くじの収益金を(公 財)長崎県市町村振興協会に対し て交付
	市町権限移譲等 事務推進費	396,501			396,501	県から市町への権限移譲により、 市町が事務を執行するために要す る経費相当額を市町に交付
	住民基本台帳 ネットワークシ ステム構築事業 費	74,728			74,728	住民サービスの向上、国・地方を 通じた行政の合理化を図る住民基 本台帳ネットワークシステムの管 理運用に要する経費
	合併・新市町支 援事業費	11,965			11,965	市町村合併に伴い必要となる合併 後の一体的なまちづくりを支援す るために要する経費
選挙費		214,543	476		214,067	
選挙管理委 員会費		35,799	476		35,323	
	職員給与費	25,003			25,003	
	選挙管理委員会 運営費	10,796	476		10,320	選挙管理委員会の運営等に要する 経費
選挙啓発費		4,585			4,585	
	明るい選挙推進 費	4,585			4,585	選挙啓発事業に要する経費
県議会議員 選挙費		170,135			170,135	
	県議会議員選挙 費	170,135			170,135	県議会議員選挙に要する経費
県議会議員 選挙臨時啓 発費		4,024			4,024	
	県議会議員選挙 臨時啓発費	4,024			4,024	県議会議員選挙の臨時啓発に要す る経費
市町村課計		1,654,578	476	838,596	815,506	

新幹線・総合交通対策課

(単位：千円)

科 目 (款項目)	事 業 名	平成30年度 当初予算額	財 源 内 訳			内 容
			国庫支出金	そ の 他	一般財源	
総務費		5,534,693	1,765,295	1,163,000	2,606,398	
企画費		5,534,693	1,765,295	1,163,000	2,606,398	
企画総務費		179,385			179,385	
	職員給与費	179,385			179,385	
交通政策費		5,355,308	1,765,295	1,163,000	2,427,013	
	交通企画費	156,272			156,272	安全運転対策を行う事業者への補助などに要する経費
	鉄道対策費	214,583			214,583	九州新幹線西九州ルートの整備促進、県内鉄道事業者の施設整備に要する経費への補助などに要する経費
	バス対策費	304,550			304,550	地域における生活交通の維持確保を図るため、バス事業者に対する補助などに要する経費
	航路対策費	3,429,803	1,410,013	763,000	1,256,790	離島航路の安定的な維持存続を図るための運航欠損額に対する補助などに要する経費
	航空対策費	1,250,100	355,282	400,000	494,818	離島航空路線の維持存続のため、県内離島航空路線運航事業者への補助などに要する経費
新幹線・総合交通対策課計		5,534,693	1,765,295	1,163,000	2,606,398	

県庁舎跡地活用室

(単位：千円)

科 目 (款項目)	事 業 名	平成30年度 当初予算額	財 源 内 訳			内 容
			国庫支出金	そ の 他	一般財源	
総務費		3,700			3,700	
総務管理費		3,700			3,700	
財産管理費		3,700			3,700	
	県庁舎跡地活用 検討経費	3,700			3,700	県庁舎移転後の跡地活用の検討に 要する経費
土木費		57,888			57,888	
都市計画費		57,888			57,888	
都市計画総 務費		57,481			57,481	
	職員給与費	57,481			57,481	
都市改造費		407			407	
	景観まちづく り推進費	407			407	
県庁舎跡地活用室計		61,588			61,588	

IV 企画振興部の主要事業

政策企画課

1 長崎県総合計画 チャレンジ 2020(平成 28 年度～平成 32 年度)

【策定の趣旨】

我が国が本格的な人口減少社会を迎える中、地域間の競争は激しさを増しています。長崎県が将来にわたって持続的に発展していくためには、県民の総力を結集して、活力のある、たくましい県を創り上げていくことが必要です。

県民が将来に向けて夢や希望を持って暮らすことができるよう、平成28年度からの5年間は「人、産業、地域が輝く たくましい長崎県づくり」に県民の皆さんとともに取り組んでいます。

【基本理念】

人、産業、地域が輝く たくましい長崎県づくり

【計画の特徴と役割】

- ・ 10年後のより具体的な5つの将来像を新たに設定し、その実現に向けて、10の基本戦略を掲げ、それを構成する43の施策と6の政策横断プロジェクトを盛り込みました。
- ・ 県と県民が思いを共有し、一体となって実現していくために、5つの将来像ごとに県民一人ひとりが計画の成果や効果を具体的にイメージできる「計画の重要指標」を新たに設定しました。
- ・ 県内各地域の特色ある地域資源や特性を活かした個性的な地域づくりを進め、地域活性化を図るため、地域の特徴的な取組の方向性を示す地域別計画を新たに策定しました。
- ・ 新たなプロジェクトとして、「世界文化遺産プロジェクト」、「新幹線プロジェクト」、「魅力ある『ひと』『しごと』づくりによる定住促進プロジェクト」を展開することとしました。
- ・ 策定にあたって、県内外の有識者で構成する総合計画懇話会のほか、県民アンケートなどに加えて、大学生との座談会などにより若者の意見も取り入れました。

【計画の期間】

10年後の本県の将来像を見据え、5年間の政策の方向性を戦略的に示すものとし、計画期間は平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

【目指す5つの将来像と10の基本戦略】

将来像	基本戦略
交流でにぎわう長崎県	① 交流を生み出し活力を取り込む ② 交流を支える地域を創出する
地域みんなが支えあう長崎県	③ 互いに支えあい見守る社会をつくる ④ 生きがいを持って活躍できる社会をつくる
時代を担う『人財』豊かな長崎県	⑤ 時代を担う子どもを育む ⑥ 産業を支える人材を育て、活かす
力強い産業を創造する長崎県	⑦ たくましい経済と良質な雇用を創出する ⑧ 元気で豊かな農林水産業を育てる
安心快適な暮らし広がる長崎県	⑨ 快適で安全・安心な暮らしをつくる ⑩ にぎわいと暮らしを支える社会基盤を整備する

2 長崎県長期人口ビジョン及び長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略

【策定の趣旨】

本県の人口は、これまで1960年の176万人をピークに、国より約半世紀早く人口減少が進み、2016年には137万人にまで減少しています。また、このままの状況が続けば、2060年には、約78万人にまで減少（高齢化率は約40%まで上昇）するという推計もあります。

本県においては、特に、進学や就職に伴い若年者の県外転出が著しいこと（年4～5千人程度の転出超過）や未婚化・晩婚化等を背景に出生率が減少していることを主な要因に人口減少・高齢化が進行していますが、人口の総数やその構成は、社会システムの根幹を成すもので、人口減少や高齢化の進行により、地域社会・県民生活への様々な影響が懸念されます。

こうした中、県では、平成27年10月、今後の人口減少対策の方向性や具体的方策を示す「人口ビジョン」及び「総合戦略」を策定し、人口減少がもたらす悪影響などの危機意識を県民の方々と共有しながら、県下一体となった取組を推進しております。

【計画の概略】

<長崎県長期人口ビジョン>

- ・人口の現状・将来の姿を提示し、危機意識を共有するとともに、目指すべき将来の方向を提示（社会減対策）進学や就職に伴う若年者を中心とした県外転出を抑制するという方向性の下、近年、年約5千人ある県外転出超過を2040年に均衡（±0）させる
- （自然減対策）結婚・出産・子育て等に対する希望を実現する環境整備等により、現在の合計特殊出生率1.66を、2030年に県民の希望する2.08まで上昇させる
- （人口の目標）上記対策に係る目標を達成することで、2060年に100万人の人口を確保

<長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略>

- ・「長崎県長期人口ビジョン」に掲げる将来目指すべき人口水準等を踏まえ、平成27年度から平成31年度の5ヵ年の政策目標や施策の方向性、具体的な施策をまとめたもの

○長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる人口減少対策の基本目標や施策の方向性

「しごと」・「ひと」・「まち」の観点から基本目標や施策の方向性を規定しています。

・しごとを創り、育てる

- （基本目標）転出超過数を3割程度減少させる（2010～14年の5年間：約25～26千人の転出超過）
企業誘致、県内製造業への支援、交流人口の拡大等により約4千人の雇用を創出
- （施策）新産業の創出、製造業の育成、魅力ある観光地づくりなどの9つの方向性

・ひとを創り、活かす

- （基本目標）大学新卒者県内就職率：55%（2014年度：44.9%）
高校新卒者県内就職率：65%（2014年度：57.7%）
県内移住者（単年度）：660人（2014年度：140人）

（施策）人材育成の充実、移住対策の推進、女性の活躍推進などの4つの方向性

・まちを創り、支えあう

- （基本目標）合計特殊出生率を1.8まで引き上げる（2014年：1.66）
各地域において県と地域が連携し実施する地域づくりのプロジェクトを推進する
- （施策）結婚から子育てまでの一貫した支援、離島地域の活性化推進などの5つの方向性

※ 基本目標や施策の方向性等については、便宜上、一部表現を変更しております

3 全国知事会

【目 的】

各都道府県間の連絡提携を緊密にして、地方自治の円滑な運営と進展を図ることを目的として、活動しています。

【事 業】

全国知事会では次のような事業を行っています。

- (1) 各都道府県の事務に関する連絡調整。
- (2) 地方自治の推進を図るための必要な施策の立案及び推進。
- (3) 国と地方の協議の場に関する法律に基づいて行う、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施に関する関係大臣との協議。
- (4) 地方自治法第263条の3第2項の規定に基づき、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関する内閣に対する意見の申し出又は国会への意見書の提出。
- (5) その他、会の目的を達成するために必要なこと。

【組 織 等】

全国知事会の意思決定機関である全国知事会議は正副会長会議、理事会、6の常任委員会、5の特別委員会で組織されています。（平成30年4月末現在）

[常任委員会]

- ・ 総務常任委員会
- ・ 地方税財政常任委員会
- ・ 社会保障常任委員会
- ・ 文教環境常任委員会
- ・ 農林商工常任委員会
- ・ 国土交通常任委員会

[特別委員会]

- ・ 総合戦略・政権評価特別委員会
- ・ 危機管理・防災特別委員会
- ・ 地方分権推進特別委員会
- ・ エネルギー政策特別委員会
- ・ 原子力発電対策特別委員会

※このうち、農林商工常任委員会、危機管理・防災特別委員会、地方分権推進特別委員会、エネルギー政策特別委員会、原子力発電対策特別委員会において、長崎県知事が委員として参画しています。

【全国知事会議】

会議は通常年3回開催されます。

7月（全国知事会主催：地方開催 平成29年7月 岩手県）

翌年度の政府の施策並びに予算に関する要望等を審議・決定

10～11月（政府主催：東京都）

政府と地方公共団体との連携を図るための意見交換等

12月（全国知事会主催：東京都）

翌年度の地方財政対策、国の予算編成に関する対策協議等

4 九州地方知事会・九州地域戦略会議

【目的】

九州・山口各県間の連絡提携を緊密にして、地方自治の円滑な運営と進展を図るとともに、政府に対する要望活動を行います。

【主な取組】

(1) 九州地方知事会議（年2回 春・秋開催）

会 員：九州・山口各県（9県）知事

事務局：大分県総務部行政企画課内

○開催日程（平成30年度）

第151回 平成30年 5月22日 佐賀県

第152回 平成30年 秋 大分県（予定）

○組織構成（九州地方知事会）

会 長：大分県知事 広瀬 勝貞

副会長：長崎県知事 中村 法道

会 員：九州・山口各県（9県）知事

事務局：大分県総務部行政企画課内

(2) 九州地域戦略会議（九州地方知事会議と同時期開催）

九州地域の自立的かつ一体的発展に向けて、官民一体で具体的な政策を検討し、実践的な取組を行います。

○開催日程（平成30年度）

第33回 平成30年 5月23日 佐賀県

第34回 平成30年 秋 大分県（予定）

○組織構成（平成30年4月現在）

議 長：九州経済連合会会長 麻生 泰（麻生セメント(株)会長）

議 長：九州地方知事会会長 広瀬 勝貞（大分県知事）

委 員：（行 政）九州地方知事会会員（各県知事）

（経済界）九州経済連合会会長・副会長

九州商工会議所連合会会長・副会長

九州経済同友会代表委員

九州経営者協会会長

事務局：九州経済連合会、九州地方知事会事務局（大分県総務部行政企画課内）

また、九州の発展に向けた共同体意識を醸成するため、産学官のトップリーダーが一堂に会した夏季セミナーを毎年開催しています。

5 道州制

【目 的】

人口減少・超高齢社会の到来やグローバル化の進展など、時代の潮流に適切に対応していくとともに、将来に向けた創造的な発展を図るため、従来の中央官庁主導の画一的な行政システムを地域・住民主導の個性的で総合的な行政システムに切り替え、地方分権を加速させる新たな広域自治体のあり方として、道州制に関する検討などの取組を行っています。

※〔道州制のイメージ〕

- ・ 都道府県制を見直し、地域ブロックごとに広域自治体の「道」や「州」に再編
- ・ 外交、防衛などを除く国の事務・権限・財源を、できるだけ道州に移譲
- ・ 現在の都道府県の事務の大半を、住民に最も身近な市町村に移譲
- ・ 地方分権の推進と国・地方を通じた効率的な行政運営を実現

【主な取組】

○九州地方知事会における取組

- ・ 道州制等都道府県のあり方を考える研究会（平成14年2月～）

九州地方知事会においては、道州制、連邦制、県合併、県連合や県境を越えた広域連携など、都道府県のあり方に関する情報収集及び調査研究を行う「道州制等都道府県のあり方を考える研究会」が、平成14年2月に設置されました。同研究会は、「九州が道州制に移行した場合の課題等について」を取りまとめ、平成17年6月の九州地方知事会議に報告しました。

また、各県の担当部局長等で構成される同研究会のメンバーは、九州地域戦略会議に設置された「道州制検討委員会」及び「第2次道州制検討委員会」に参画し、経済界と一体となって道州制の推進に向けた取組を行ってきました。

さらに、各県共通の課題について、共通の政策をつくり上げ連携して実行していく「政策連合」の企画立案にも取り組んでいます。

○九州地域戦略会議における取組

- ・ 道州制検討委員会（平成17年10月～平成19年3月）

九州地域戦略会議では、平成17年10月に「道州制検討委員会」が設置され、官民が一体となって道州制に関する検討を行いました。

同委員会は、平成18年10月の九州地域戦略会議において「道州制に関する答申」を報告し、了承を得ました。これにより、道州制の必要性や九州が目指す姿などが、九州における官民の共通認識として確認されました。

- ・ 第2次道州制検討委員会（平成19年5月～平成21年5月）

九州地域戦略会議では、さらに道州制に関する検討を続けるため、平成19年5月に「第2次道州制検討委員会」が設置されました。同委員会は、九州地域戦略会議に対し、平成20年10月に「道州制の『九州モデル』答申」を報告、また、平成21年6月には「『九州が目指す姿、将来ビジョン』及び『住民及び国の関心を高めるためのPR戦略』」を報告し、いずれも了承を得ました。

- ・道州制に関するPR活動

九州地域戦略会議では、平成21年8月に「道州制PR活動実行チーム」を設置し、「道州制検討委員会」及び「第2次道州制検討委員会」における答申や報告を踏まえ、住民や国などを対象に、シンポジウム開催をはじめ道州制に関するPR活動に取り組んでいます。

6 政策連合

【目 的】

広域的視点に立った政策の立案と実行により、効果的な地域課題の解決や住民サービスの向上につなげていくとともに、将来の道州制へのステップとして、「九州はひとつ」という共同体としての意識を醸成していきます。

【主な取組】（九州地方知事会、九州地域戦略会議）

九州地方知事会及び九州地域戦略会議では、各県共通の課題について、共通の政策をつくり上げ連携して実行していく「政策連合」を推進しています。

平成30年4月現在、47項目の政策連合に取り組んでいます。

7 政府施策に関する提案・要望の実施

【目的・概要】

本県の主要事業としてその推進を政府に対して強く要望する必要がある事項及び制度の創設・改正により事業の促進が円滑に図られるもの等について、関係府省等へ提案・要望を行うほか、政府要人等の来県の際にも提案・要望を行います。

○要望時期

6月6日～7日

○要望項目（平成31年度政府施策要望実績）

・項目件数 平成30年度実施分 79項目（うち重点項目 32項目）

・主な重点項目

- ◇九州新幹線西九州ルート of 整備促進について
 - ◇「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録及び「明治日本の産業革命遺産」の保存管理について
 - ◇国営諫早湾干拓事業について
 - ◇特定複合観光施設（IR）の導入について
 - ◇海洋再生可能エネルギー導入及び商用化の促進について
 - ◇地方創生に必要な施策を講じるための財源措置の充実について
 - ◇有人国境離島地域の保全及び地域社会の維持について
 - ◇離島振興対策の充実について
 - ◇離島航路対策の強化について
 - ◇水産基盤整備の促進について
 - ◇農業生産基盤整備の促進について
 - ◇西九州自動車道の整備促進について
 - ◇地方創生を支える幹線道路（地域高規格道路・国道・県道・街路）の整備促進について
 - ◇長崎港松が枝国際観光船埠頭の整備促進について
 - ◇太平洋クロマグロの資源管理について
- など

8 国土形成計画(全国計画・広域地方計画)策定への参画

【概要】

国土形成計画は、国土政策上の様々な課題に対する対応策を示し、国民が安心して生活しうる国土の将来像と豊かでゆとりある国民生活のあるべき姿を提示する「国土の将来ビジョン」です。

具体的には、土地、水、自然、社会資本、産業、文化、人材等を含めた、おおむね10年の期間にわたる長期的な国土づくりの指針を示すもので、「全国計画」と「広域地方計画」が定められます。国土形成計画は、国土形成計画法に基づき、今後概ね10ヶ年間に於ける国土作りの方向性を示す計画として、平成20年7月4日に閣議決定されました。

これを受けて、国土形成計画法に基づき、現行の「九州圏広域地方計画」を今後概ね10ヶ年間を想定し平成21年8月4日に策定しました。

しかし、その後の人口急減、巨大災害の切迫等の国土を取り巻く状況の変化を見据えて「国土の「グランドデザイン2050」がとりまとめられ、この中で、現行の国土形成計画（全国計画及び広域地方計画）の見直しが実施され、「全国計画」は平成27年8月、「九州広域地方計画」は平成28年3月に変更・策定されました。

- 全国計画 : 国土形成に関する施策の指針として、基本的方針、目標及び全国的な見地から必要と認められる基本的な施策を定めるものです。閣議で決定されます。
- 広域地方計画 : 広域地方計画区域（18年7月、政令で北海道・沖縄除く8区域を決定。九州圏は7県で1ブロック）についてそれぞれ、全国計画を基本として、国土形成に関する方針、目標及び広域の見地から必要と認められる施策を国土交通大臣が定めるものです。九州圏広域地方計画は、九州圏の将来展望として日本の成長センター「ゲートウェイ九州」を掲げています。

【国土形成計画策定にあたっての地方のかかわり】

- 国土交通大臣は全国計画案作成の際、都道府県等の意見を聴かなければなりません。（法第6条）
- 都道府県等は全国計画の策定・変更を提案できます。（法第8条）
- 広域地方計画の策定・実施のため、国の地方支分部局、関係都府県、関係指定都市による広域地方計画協議会を組織します。（法第10条）
- 市町村は都府県経由で広域地方計画の策定・変更を提案できます。（法第11条）

【これまでの経過とスケジュール】

《法律公布から計画策定まで》

- 平成17年 7月29日 法律公布
- " 12月22日 法律施行
- 平成18年 7月 7日 国土形成計画法施行令の公布・施行
- " 8月 8日 長崎県国土形成計画検討会議（各部主管課長級の庁内検討組織）の設置

<全国計画関係>

- 平成18年 8月23日
- " 11月16日 計画部会中間とりまとめ公表
- " 11月30日
- 平成19年 1月31日 県から国に対する計画提案
- 平成20年 7月 4日 全国計画策定（閣議決定）
- " 7月31日
- 平成21年 4月
- " 6月
- " 8月

- 平成26年 9月 国土審議会に計画部会を設置
- 平成27年 1月19日 新たな国土形成計画（全国計画）
中間整理の公表
- " 2月 4日
- " 2月27日 県から国に対する計画提案
- " 8月14日 全国計画変更（閣議決定）

- 平成28年 3月29日

<九州圏広域地方計画関係>

- 広域地方計画協議会準備会の設置

- 広域地方計画プレ協議会の設置

- 広域地方計画協議会の設置
- 市町村から国に対する計画提案
- パブリック・コメント
- 九州圏広域地方計画策定
（国土交通大臣決定）
- 広域地方計画見直しのキックオフ

- 九州圏広域地方計画協議会の開催

- 九州圏計画に係る市町村からの
計画提案
- 九州圏広域地方計画
（国土交通大臣決定）

9 県内大学等との連携

【背景】

●地域の側から

- ・雇用の拡大、安全・安心の確保、文化によるにぎわいの創出等、地域における主要な政策課題に対し、「地域の知の拠点」である大学等における研究成果や人材等を、幅広い地域振興に積極的に活用することが求められています。また、地方からの人口流出が大きな課題となっている中、地方創生の取組として、地方大学を含む地域の産学官が連携し、雇用創出・若者の地元定着を促進することが求められています。

●大学等の側から

- ・第三者評価の義務づけや国公立大学の独立行政法人化を契機として、大学等の地域貢献や産学官連携の方向が一層明確になり、研究成果の社会還元、地域が求める人材の育成や雇用の創出等が求められています。

●国の流れとして

- ・国は、地方大学が地方公共団体や企業等と連携して地域課題の解決、雇用創出・若者定着の推進及び地域産業界を担う人材育成に取り組む場合に支援を行っていくこととしています。

<地域と大学等の連携推進会議>

【目的】

大学等の研究成果や人材等を、地域における様々な課題解決や幅広い地域振興に、積極的に活用するため、互いの連携についての情報交換・意見交換を行います。

【組織等】

- 「地域と大学等の連携推進会議」は、県、市町及び県内11の大学・短期大学・高専で構成します。

(1) 行政：長崎県、県内各市及び長崎県町村会

(2) 大学等：

- ① 県内8大学：長崎大学、長崎県立大学、長崎総合科学大学、活水女子大学、長崎純心大学、長崎国際大学、長崎外国語大学、長崎ウエスレヤン大学
- ② 県内2短期大学：長崎女子短期大学、長崎短期大学
- ③ 県内高専：佐世保工業高等専門学校

- 会議のメンバー（委員）は固定せず、行政側と大学等との組織としての連携とします。

- 具体的なテーマについては、必要に応じて専門部会を設置するなどして調査・検討を行います。

《長崎大学と県との包括協定》

○長崎大学と県は、相互の包括的な連携を強化し、長崎県内における地域の一層の活性化に資するため、平成21年12月24日、包括連携に関する協定を締結しました。

○本協定に基づき、「国立大学法人長崎大学と長崎県との連携推進会議」や具体的なテーマにかかる専門部会を設置して調査・検討を行います。

《九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォームに関する協定》

○平成29年10月26日に、県は、長崎、佐賀の両県の全大学等における「九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム」に参画する旨の協定を締結しました。

○本プラットフォームでは、活気と魅力ある地域社会の創出に向けて、産学官の役割を明確にしながら、各分野における連携事業等に取り組んでいくこととしています。

10 企業版ふるさと納税事業

【目 的】

平成28年度の税制改正の一つとして導入された「企業版ふるさと納税」について、企業への効果的・効率的なアピール展開を実施します。

【企業版ふるさと納税制度の概要】

地方公共団体が行う一定の地方創生事業に対する企業の寄附について、現行の損金算入に加え、「法人住民税」、「法人事業税」、「法人税」の税額控除の優遇措置を新たに講じ、地方創生に取り組む地方を応援する制度です。

【主な取組】

○企業への本県地方創生事業のアピール

- ・企業からの寄附の対象となる本県の地方創生事業を掲載した地域再生計画の策定
- ・地方創生事業のアピールのための企業訪問
- ・企業経営者等との交流媒体を活用した地方創生事業のアピール活動

○企業版ふるさと納税ホームページの開設

- ・全国の企業に対して、本県の地方創生事業の内容、寄附対象事業の具体的取組、寄附企業等を紹介するためのホームページを開設し、積極的な情報公開、「見える化」を推進

11 各種連携の取組

<地方創生に係る佐賀県との連携>

【目的】

- 歴史的にも地理的にもつながりが深い佐賀・長崎両県が今後の九州新幹線西九州ルートや西九州自動車道の開通を見据えつつ、人口減少社会への対応や地方創生という喫緊の課題に対して、両県が連携・協力して取り組むことにより、効果的な施策の展開と両県地域の一体的な発展・振興を図るため、平成27年8月17日に「地方創生に係る佐賀県と長崎県との連携協定」を締結しました。

【連携事項】

- 両県の県境周辺地域の振興に関すること
- 国内外からの観光誘客に関すること
- 都市部からの移住促進に関すること
- 医療連携体制強化に関すること
- その他両県が必要と認める事項

【組織等】

- 両県連携事業の企画立案や進捗管理等を目的として、両県の企画部門の担当部長及び担当課長から構成される「地方創生に係る佐賀・長崎連携推進会議」を設置。
- 推進会議の下部組織として、連携事項ごとに、両県の事業実施部局等において具体的な協議を行う「実務者会議」を設置。

【平成30年度に取り組む主な連携事業について】

- 肥前陶磁器を核とした歴史・文化ツーリズムの創出等による地域づくり
- 国内外における両県の優れた地域資源を活用した魅力発信・観光客の誘致等
- 東京及び福岡での合同移住相談会の開催
- 佐賀県主催「肥前さが幕末維新博覧会」において本県の展示館「ながさき幕末維新館」を設置
- ドクターヘリ相互応援の開始

<地方創生に係る金融機関との連携>

【目的】

- 県と金融機関が地方創生に対する共通認識を深め、それぞれが有する資源や機能等の効果的活用を図りながら、緊密な協力と信頼関係のもと、地方創生を実効あるものとするため、金融機関2行と幅広い分野での連携協定を締結しました。

・平成28年1月22日：十八銀行

・平成28年1月22日：親和銀行・ふくおかフィナンシャルグループ

【連携事項】

- 地方版総合戦略の推進に関すること
- 移住・定住促進に関すること
- 県内企業（県内中小企業等）の育成・支援に関すること

- 企業誘致に関する事
- 公共インフラの整備・活用に関する事 など

【組織等】

- 連携事業の企画立案や進捗管理を目的として、「連携推進会議」を平成28年3月に設置。
- 連携推進会議の下部組織として、事業担当の連絡・調整を行う「担当窓口」を県と各金融機関の双方に設置。

<コンビニと県との包括連携協定>

○地域における緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、県民サービスの向上及び地域社会の活性化を図るため、コンビニエンスストア3社と包括連携に関する協定を締結しました。

締結年月日

- ・平成20年7月 2日：株式会社セブン - イレブン・ジャパン
- ・平成20年7月 9日：株式会社ローソン
- ・平成21年8月31日：株式会社ファミリーマート

○本協定に基づき、地産地消や観光振興をはじめ、県民の安全・安心の確保、子どもや青少年の健全育成など様々な行政分野において、県とコンビニエンスストアとが連携し、協働して事業を行っています。

<NEXCO西日本と県との包括協定>

○NEXCO西日本と県は、両者が互いに協力して、双方の資源を有効活用し、長崎県の地域の安全・安心の向上及び地域社会の活性化並びに高速道路及びサービスエリア・パーキングエリアの利便性向上及び利用促進を図るため、平成24年1月16日、包括的相互協力協定を締結しました。

○本協定に基づき、大規模災害発生時における相互協力や高速道路ネットワークを活用した本県の文化・観光資源等の情報発信等の連携事業を行います。

<イオン株式会社と県との包括連携協定>

○イオン株式会社と県が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の一層の活性化及び県民サービスの向上を図るため、平成25年9月19日、イオン株式会社と包括連携協定を締結しました。

○本協定に基づき、災害発生時における相互協力、地産地消の促進、観光振興、高齢者支援、環境対策、地域の安全・安心の向上や地域の活性化等の連携事業を行います。

I R 推 進 室

1 特定複合観光施設導入推進事業

【目的】

特定複合観光施設（I R：統合型リゾート）の導入は、高い経済効果と新たな雇用創出効果が見込まれます。

県全体の振興や本県が抱える人口減少などの構造的な課題解決に向けて、県民の理解を深めるための説明や官民連携・要望活動、区域整備計画の策定などの取組を行い、I R区域認定の獲得を目指します。

【主な取組】

本県へのI R区域認定を目指し、佐世保市とともに実施方針の策定等、事業者選定に向けた準備や国に対する要望活動、県民の理解を深める広報活動を行います。

○ 実施方針の策定

区域認定申請の前提となるI R事業者選定基準の策定

- ・ I R整備法や海外事例を踏まえた協定重要項目の検討
- ・ 国内外の事業者の選定プロセス、評価方法、選定基準、募集要項等の検討
- ・ 国内外の事業者からの意見聴取
- ・ その他区域認定に向けた諸課題の検討

○ 官民連携・要望活動

官民連携の機運を醸成し、国等への要望活動の実施

○ 県民意識醸成

県民の理解を深めるための説明会の開催、その他広報活動の実施

【I R（Integrated Resort：統合型リゾート）とは】

国際会議場や展示場、エンターテインメント施設、ホテル、カジノなどが一体となっている観光施設群

地域づくり推進課

1 新・ながさき暮らしUIターン促進プロジェクト

【目的】

県・市町が協働運営する「ながさき移住サポートセンター」を核として、市町と連携した仕事・住まい・暮らしやすさに関する受入環境や相談・情報発信体制のさらなる充実等、移住検討から地域への定着まで、移住（希望）者の視点に立った途切れのない一貫した施策を展開し、UIターンのより一層の促進を目指します。

【概要】 平成30年度予算額 58,787千円

1. 移住促進

(1) 移住検討の段階（窓口・推進体制）

<ながさき移住サポートセンターの運営>

相談から移住・定住までワンストップで支援する「ながさき移住サポートセンター」を県・21市町が協働で運営。仕事や住まい、本県の暮らしやすさの一元的な情報発信や、移住者の視点に立ったきめ細かな相談対応を実施。

<移住希望者の掘り起こし>

移住サポートセンター主催の移住相談会（東京8回、大阪3回、愛知3回、福岡12回）を開催するとともに、九州各県合同の移住相談会や他団体開催の相談会に積極的に参加するほか、県人会や同窓会等への営業活動を実施。

<ターゲットを絞った情報発信等>

子育て世代を対象としたプロモーション、Iターン者を惹きつけるためのVR動画の活用及びUIターン者を呼び込むための動画作成などターゲットを絞った情報発信や、祖父母（親）から県外在住の孫（子）へUIターンを呼びかけていただく取組など各種施策を展開するほか、会員への情報発信や民間企業とのタイアップによる引越しや宿泊施設等における各種割引・サービスの特典付与を行う「ながさき移住倶楽部」を運営。

(2) 移住前の段階

<移住希望者と仕事のマッチング>

移住サポートセンターが有する無料職業紹介機能を活用し、移住希望者と人材を求める企業のマッチングを実施。

<起業等支援>

起業や事業承継によって地域課題解決を図る取組を市町と協働で支援し、移住・定住を促進。

<ラクラク移住先探し>

移住希望者がキャンピングカーで複数の地域を訪問し、地域との交流も行う、全国初の取組「ラクラク移住先探し」を展開。

<お試し住宅の整備支援>

県職員公舎や教職員住宅等をお試し住宅として市町に無償で貸し付けるなど、市町による地域の特性を活かしたお試し住宅の整備を支援。

(3) 移住時、移住後の段階（地域への定着）

<空き家バンクの充実>

空き家改修に対する助成（土木部）や市町職員に対する研修会を実施し、空き家バンクを充実。

<地域サポート体制の構築>

市町と連携して移住者に安心して住み続けてもらえるような身近なサポート体制を構築。

2. 地域おこし協力隊

市町と連携しながら、都会からの特色ある人材を「地域おこし協力隊」の制度を活用して呼び込み、地域の魅力アップや起業・定住による地域の活性化を推進します。

- (1) 県内隊員の研修・交流会、アドバイザー派遣等の実施による隊員の活動支援
- (2) 市町と合同での広報等による隊員募集の支援
- (3) 県・市町協議の場の設定（「地域おこし協力隊支援会議」の開催）

2 地域総合整備財団(ふるさと融資)貸付制度

【目的】

地域振興に資する民間事業活動を支援することにより、活力と魅力ある地域づくりの推進を図るため、一般財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)の支援の下、金融機関と協調し、民間事業者の設備投資に対する無利子貸付を行います。

【概要】

(1) 貸付対象者

法人格を有する民間事業者(第三セクターを含む)

(2) 貸付対象費用

- ・設備の取得等(土地、建物、機械等)
- ・施設の取得等に伴い必要となる付随費用

(3) 貸付対象事業

- ①公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの
- ②10人以上(市町が貸付を行う場合は1人以上)の新規雇用の確保が見込まれるもの
(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第3条第2項に規定する特定供給者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業で、地方公共団体が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合にあっては1人以上)
- ③貸付け対象費用の総額(用地取得費を除く)が1,000千円以上のもの

※以下に該当するものは対象事業から除外

- ・第三者に売却または分譲する予定の施設
- ・風営法に規定する風俗営業等の用に供される施設

(4) 貸付額

下表に掲げる金額または対象事業に係る費用から国庫補助金等の額を控除した額に表内の貸付比率(35%または45%)を乗じた額のいずれか小さい額

○貸付額等の一覧表

(単位:億円)

		通常 の 地 域		過疎・離島地域		定住自立圏
		一般の地域	地域再生計画 認定地域・地 域力創造推進 地域	一般の地域	地域再生計画 認定地域・地 域力創造推進 地域	
県	通常施設	42	52.5	54	67.5	67.5
	複合施設	63	78.7	81	101.2	101.2
市町	通常施設	10.5	13.1	13.5	16.8	16.8
	複合施設	15.7	19.6	20.2	25.3	25.3
貸付比率		35%		45%		45%
貸付対象期間		15年以内(5年以内の据置期間を含む)				
担 保		民間金融機関等の連帯保証				

(注)「複合施設」とは、貸付対象事業が年度を越えて実施される場合であって、工場と研究施設、スポーツ施設と研修・宿泊施設のように複数の施設を一体的・複合的に整備するもの。

(5) 貸付の実績（平成元年度～平成 29 年度）

	県 案 件	市町案件	合 計
件 数	40 件	160 件	200 件
貸付額合計	154 億 84 百万円	188 億 18 百万円	343 億 2 百万円

3 長崎！県市町スクラムミーティング

【目的】

県政を進めるにあたって、県と市町が互いの垣根を低くし、これまで以上に連携を深め、それぞれの地域課題や取組の現状について情報を共有し、十分議論を行うとともに、市町への権限移譲やまちづくりをはじめとするさまざまな地域課題を協議し問題解決を図っていきます。

【概要】

(1) 知事と市町長との意見交換

県・市町の双方が政策を推進するうえで、影響を及ぼす重要なテーマについては、知事と各市町長が具体的なテーマやエリアなど、いろいろな括りで意見交換を行い、県と市町の政策の効果的かつ効率的な推進を図っていきます。

(開催状況)

- ・平成 29 年度 1 回開催＜全体会議 1 回（5 月）＞
- ・平成 28 年度 1 回開催＜全体会議 1 回（8 月）＞
- ・平成 27 年度 3 回開催＜全体会議 3 回（8 月, 11 月, 2 月）＞
- ・平成 26 年度 3 回開催＜全体会議 3 回（4 月, 10 月, 2 月）＞
- ・平成 25 年度 2 回開催＜全体会議 3 回（5 月, 11 月）＞
- ・平成 24 年度 3 回開催＜全体会議 3 回（5 月, 11 月, 2 月）＞
- ・平成 23 年度 3 回開催＜全体会議 3 回（5 月, 11 月, 2 月）＞
- ・平成 22 年度 5 回開催＜全体会議 3 回（4 月, 1 月, 3 月）、市長のみ 1 回（6 月）、町長のみ 1 回（6 月）＞

(平成 29 年度の協議テーマ)

○第 1 回（H29. 5. 26）

〔テーマ〕

- (1) 人口減少克服のための地方創生交付金の積極的活用について
- (2) アジア・国際戦略の推進について

○国際定期航空路線の利用促進（アウトバウンド）につながる取組

- (3) 地域包括ケアシステムの早期構築について

4 過疎対策

【目 的】

本県の過疎地域は、離島地域、半島地域及び旧産炭地域を有し、全国でも人口減少率や高齢者比率が高いことから、地域活力の低下が懸念されるとともに、産業条件の厳しさや財政基盤の弱さが依然として課題となっています。

平成12年4月から施行された「過疎地域自立促進特別措置法」（以下、「過疎法」という。）は、平成22年4月に改正延長（平成28年3月31日までの6年間）され、平成24年6月の改正により、さらに5年間の期限延長（平成33年3月31日までの5年間）がなされました。

平成26年4月には、全国で22団体が過疎地域に追加指定される等の法改正が行われ、本県においては島原市が新たに過疎団体となりました。

平成29年4月にも、全国で20団体が過疎地域に追加指定される等の法改正が行われました。

県では引き続き、関係市町と一体となって社会基盤の整備のほか、働く場の創出や集落のネットワーク化など総合的かつ計画的な過疎地域の活性化及び自立促進のための施策を推進していきます。

【概 要】

（過疎地域の指定状況）

- ・ 法適過疎市町 8市2町 島原市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、南島原市、小値賀町、新上五島町
- ・ みなし過疎市町 1市 雲仙市
- ・ 一部過疎市町 2市 長崎市（旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町）
佐世保市（旧宇久町、旧江迎町、旧鹿町町、旧小佐々町、旧吉井町、旧世知原町）

（基本的方向）

過疎法の平成22年4月の改正により、過疎対策事業債のソフト事業への適用が認められたことから、過疎債を十分に活用しながら、ハード事業とソフト事業をうまく組み合わせて、地域の特性に沿った過疎対策を実施していく必要があります。

県としては、過疎地域が抱える生活に密着した諸課題に対し、関係市町と共に知恵を出し合いながら、その解決に向け協力して取り組んでいきます。

（過疎債の財政措置）

- ・ 充 当 率：対象事業費の100%（ただし、公営企業債の対象となる施設は50%、集落再編整備のための住宅は75%）
- ・ 交付税措置：元利償還金の70%
- ・ 平成29年度：全国枠4,561億円（地方債計画計上額（改正後））
本県同意額 10,073.5百万円（うちソフト分 3,666.8百万円）
- ・ 平成30年度：全国枠4,600億円（地方債計画計上額）

(国の支援措置)

・ 過疎地域等自立活性化推進交付金（総務省過疎対策室所管）

- ① 過疎地域等自立活性化推進事業・・・課題に関する調査費や課題に対応する事業費等
- ② 過疎地域集落再編整備事業・・・定住促進団地の造成や空き家の改修経費等
- ③ 過疎地域遊休施設再整備事業・・・遊休施設の改修経費や機能拡張経費等
- ④ 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業・・・地域運営組織等が自ら策定した「活性化プラン」に基づき、集落ネットワーク圏の課題に対する取組に要する経費

・ 「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業（国土交通省所管）

・・・既存施設を活用した施設の再編・集約に係る改修等

※ 「小さな拠点」の形成推進として、ソフト・ハードの両面から支援することとし、総務省の過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業と国土交通省の「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業の窓口を一本化（内閣府）

5 半島振興対策

【目 的】

我が国において重要な役割を果たしている半島地域について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な措置を講ずることにより、半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び半島地域における定住の促進を図り、あわせて国土の均衡ある発展に資することを目的に昭和60年に半島振興法が公布・施行されました。現在、平成27年度に策定した長崎県半島振興計画を踏まえ、半島振興施策の着実な実施に取り組んでいます。

【概 要】

1. 本県の半島振興対策実施地域

地域	市町数	指定市町
北松浦	3市1町 (4市1町)	佐世保市（浅子町、旧吉井町、旧世知原町、旧小佐々町、旧江迎町、旧鹿町町の区域のみ）
		平戸市（旧大島村の区域を除く）
		松浦市（旧鷹島町の区域を除く）
		佐々町
		（伊万里市）
島原	4市	島原市
		諫早市（旧森山町の区域のみ）
		雲仙市
		南島原市
西彼杵	2市	長崎市（旧野母崎町、旧三和町、旧外海町、旧琴海町の区域のみ）
		西海市
東松浦	1市 (2市1町)	松浦市（旧鷹島町の区域のみ）
		（唐津市、玄海町）
計	9市1町 (11市2町)	

※市町数の下段（ ）書きは、佐賀県指定市町含む

2. 現行計画（H27～H36）の特色

(1) 北松浦地域

- ①西九州自動車道など幹線道路の整備
- ②企業誘致の推進と既存企業の強化育成
- ③松浦鉄道などの2次交通を活用した「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産などを巡る新たな周遊ルートの形成
- ④救急医療等の確保及び持続可能な医療提供体制の構築

(2) 島原地域

- ①地域高規格道路「島原道路」の整備及び「島原・天草・長島連絡道路」の早期実現
- ②九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）開業を見据えた2次交通対策にかかる交通ネットワークづくり

- ③「島原半島世界ジオパーク」や「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産等を活用した周遊ルートの構築
- ④基幹産業の農業振興のため、生活基盤の整備等による収益性の向上、農業後継者や新規就農者の確保

(3) 西彼杵地域

- ①地域高規格道路「西彼杵道路」の整備促進
- ②海洋エネルギー分野における潮流発電システムのモデル構築
- ③「明治日本の産業革命遺産」や「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産が周辺地域も含め多数有することを活用した観光客受入体制の整備
- ④豊かな自然環境や農林水産物等を活かしたグリーンツーリズム、ブルーツーリズムなどによる都市部との交流促進

(4) 東松浦地域

- ①鷹島のトラフグなど水産加工業の育成
- ②海底遺跡として国内初の国史跡に指定された「鷹島神崎遺跡」の保存・活用を図るための環境整備、調査研究の推進

3. 国等による措置

(1) 財政措置

- ①半島循環道路等の整備に要する経費の補助率の嵩上げ（一般地域 5/10→半島 5.5/10）
- ②基幹的な市町道・農道等の県による代行整備
- ③半島振興道路整備事業に対する地方債の同意〔一般単独事業債（充当率 75%、交付税算入率 30%）、特に防災機能強化に資する道路整備事業は充当率 90%、交付税算入率 30%〕
- ④県や市町、民間団体等の連携及び協力により実施される事業に対する助成〔半島振興広域連携促進事業〕
- ⑤辺地度点数の加算（25 点又は 30 点）〔辺地対策事業債（充当率 100%、交付税算入率 80%）が活用可能〕

(2) 金融措置

- ①地域活性化・雇用促進資金（日本政策金融公庫）

(3) 税制措置（市町長が策定する産業振興促進計画にかかる地区に限る）

- ①製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等での特別償却制度（所得税、法人税）
- ②製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等での地方税の不均一課税に伴う地方交付税による減収補てん措置（事業税、固定資産税、不動産取得税）

6 小さな楽園プロジェクト費

【目 的】

市町等が集落対策として進める「小さな拠点」づくりを支援し、集落生活圏の維持・活性化を推進するため、地域住民が主体となって、買い物支援等の生活支援に加え、交流促進や特産品開発等による収益確保など地域を活性化する取組を進めるモデル地域の事業に対して助成するとともに、「小さな拠点」づくりの成功事例を創り出し県内各地域へ展開します。

【概 要】 平成30年度予算額 43,014千円

1. 市町等への交付金制度による支援 (38,021千円)

○集落の維持・活性化につながる事業への助成

- ・ 交付率：10/10
- ・ 上限額：3年間で30,000千円（年15,000千円まで）
- ・ 助成件数

平成30年度支援予定：3件

（西海市及び東彼杵町（H28年度～））

（佐世保市（H29年度～））

※五島市、南島原市はH27年度からH29年度までモデル事業を実施。

・ 取組例：

- 地元協議会による「まちづくり計画」の策定
- 移動販売車の導入による買い物支援や地域の交流の場づくり
- 廃校舎の利活用や、空き家を活用したゲストハウスなど地域の住民が集う賑わいの場づくり
- 地域の特産品等を販売するマルシェに合わせて、地元クリニックで健康教室の開催など

○各地域におけるこれまでの取組状況

◆五島市（H27～H29）

①奈留地区

- ・ 「幸せになる島のまちづくり計画」の策定
- ・ 移動販売による買い物支援
奈留まちづくり協議会が奈留商業振興会に移動販売車を無償貸与
販売品：生鮮食品（肉、魚、乳類、野菜）、日用品
近くに商店等がない15集落を対象に、月～金までに1集落あたり1～2回巡回
- ・ 住民主体の活動となるための参加しやすい仕掛け『大人の部活動』の実践
アジフライ開発部、奈留 de Har 部（ハーブ）などは収益確保に向けた特産品や土産品の商品開発
- ・ ゲストハウス等新たなコミュニティの場となるような空き家リノベーション
- ・ 「しま留学（H29～）」、「高校離島留学（H30～）」における、里親の確保・支援、留学生確保のための島での体験対応 など

◆南島原市（H27～H29） ※廃校舎の活用

①加津佐町山口地区

○廃校舎を「赤い屋根のふるさと館」として、地域活動の拠点として活用

- ・自治会合同開催による鬼火炊きの復活
- ・茶摘体験・茶煎り体験・茶揉み体験など、高齢者と子どもが交流・参加できる地域行事開催 など

○「赤い屋根のふるさと館」に入居した東京からの誘致企業や地元企業との連携事業

- ・東京の IT 企業のサテライトオフィスと連携した IT による集落支援方法の検討
- ・地元企業と連携した交流館限定ドライフルーツ等の商品開発 など

②加津佐町津波見地区

- ・地域内外の人が集まる「つばみ交流 cafe」の運営
- ・イノシシの革を活用したエコ・レザー製品の試作 など

③西有家町塔ノ坂地区

- ・南島原食堂の営業
- ・畑の教室（野菜栽培）、世界の教室（留学生等との交流）、芋掘りや芋饅頭の試食会、こんにゃく造りなど、森の楽校授業を定期的に行う など

◆西海市（H28～）

①大瀬戸町雪浦地区

- ・空き家を活用したゲストハウスの整備
- ・地域の特産品等を販売するマルシェに合わせて、地元クリニックで健康教室の開催
- ・耕作放棄地の開墾、野菜の栽培（今後、特産品開発につなげる）
- ・コミュニティバス・移動販売・高齢者見守りの調査研究 など

◆東彼杵町（H28～）

①木場地区

- ・農産物加工・販売施設の整備
- ・地元の農産物等を販売する軽トラ市の開催
- ・高齢者の見守り、御用聞き など

◆佐世保市（H29～）

①俵ヶ浦地区

- ・半島内の廃校舎を地域拠点施設として活用を進めていく「廃校利活用計画」の策定
- ・半島の素材を使った商品開発 など

2. 「小さな拠点」づくりの普及啓発、モデル事業の横展開（4,993千円）

- ・集落再生塾の開催
- ・アドバイザーの派遣
- ・小さな楽園事業実践者による手法の伝授 など

※小さな楽園事業実践者やアドバイザー等を交えた、取組のヒントとなるような勉強会等（集落再生塾）に係る経費を支援

7 振興局活動推進費

【目 的】

地域の実情に応じて喫緊に取り組むべき課題を解決するための具体的で戦略的な実行策を推進していきます。

【概 要】

(1) 趣旨

各振興局（長崎振興局管轄は本庁地域づくり推進課にて対応）が中心となり、当該地域の実情に応じて喫緊に取り組むべき課題を解決するための具体的で戦略的な実行策を市町や地域住民・関係団体等とも協議しながら策定し、実践

(2) 振興局活動推進費

地域の課題解決にかかる施策のうち、協働性・波及効果・持続性等の観点からふさわしい事業を推進

1. 県北振興局 6,000 千円《地方創生推進交付金を活用》
（「肥前窯業圏」活性化推進協議会負担金）
 - ・佐賀県及び関係市町、団体等と連携して、「肥前窯業圏」のやきもの文化や地域の魅力をPRするとともに、歴史・文化ツーリズムの創出等を実施
2. 県央振興局 5,577 千円
 - ・諫早湾干拓地の広大な自然などの地域資源に親しむ機会を創出するため、「使う・遊ぶ・観る・学ぶ」の視点からカヌー体験教室や見学会等を実施
3. 地域づくり活動事業費 2,673 千円
 - ・まちづくり、地域づくり事業が必要となった場合に、各振興局が地域と連携して、地域課題解決に向けた取組を実施

8 島原・天草・長島架橋構想の推進

【目 的】

島原半島から熊本県天草を経て鹿児島県長島・出水地域に至る九州西岸地域を2つの長大橋を含む地域高規格道路で結ぶことにより、県境を越えた相互交流・連携を可能にし、地域の一体的な活性化を図るとともに、国土の均衡ある発展と九州の一体的な浮揚を目指します。

【概 要】 平成30年度予算額 1,345千円

長崎・熊本・鹿児島3県にわたる九州西岸地域は、豊かな自然環境や地域資源など大きな開発ポテンシャルをもった地域でありながら、高速交通体系の未整備や2つの海峡による分断により地域全体が連携した地域振興策を進めることが困難な状況にあります。

そのため、昭和63年5月に、長崎県、熊本県、鹿児島県の3県等で構成する「島原・天草・長島架橋建設促進協議会」を設立し、構想の早期実現に向け、国や国会議員への要望活動や架橋構想推進地方大会等を実施して、地元の期待と熱意を訴え続けています。

このほか、架橋構想の社会的意義を高めるために、三県少年サッカー大会や地元の小中学生を対象とした絵画コンテストの実施、並びに各種スポーツ大会など交流連携事業への助成を通して、地域間交流の促進に努めています。

（構想の概要）

・島原・天草・長島架橋

島原・天草架橋 早崎瀬戸 約4.5km

天草・長島架橋 長島海峡 約2.0km

・地域高規格道路の指定

島原道路 諫早市～南島原市深江町 約50km

島原天草長島連絡道路

南島原市深江町～鹿児島県阿久根市 約110km

・時間短縮効果

今まで・・・長崎市⇒鹿児島市 約7時間5分（フェリー＋車）

整備後・・・長崎市⇒鹿児島市 約3時間20分

（約3時間45分の短縮）

（平成29年度の主な協議会活動）

- ・国、国会議員への要望 平成29年8月
- ・三県少年サッカー大会 平成30年2月
- ・絵画コンテスト 出品作品数394点
- ・交流連携助成事業 ソフトボール
カヌー（後援のみ）
バレーボール 等

9 地域づくり活性化支援事業

【目 的】

地域の活性化を図るため、地域づくり活動を行う団体等のネットワーク化や人材育成に取り組むとともに、各地域へのアドバイザーの派遣を行います。

【概 要】

(1) 長崎県地域づくりネットワーク協議会

県内における地域づくり団体のネットワーク化を促進するため、県及び市町が負担金を拠出することにより「長崎県地域づくりネットワーク協議会」を設立し、県と市町が共同して地域づくり団体に対する支援を行っています。本協議会において、以下の事業を行います。

- ① 研修会開催支援事業
- ② 地域づくり活動支援事業
- ③ 全国交流会参加支援事業
- ④ コーディネーター活動支援事業
- ⑤ 研修会事業
- ⑥ コーディネーター会議開催事業
- ⑦ 情報提供事業

(2) 九州・山口地域活性化人材ネットワーク

地域（集落）の維持・活性化を図るため、九州・山口各県で活躍している人材をリストアップし、外部アドバイザーとして各県に派遣します。

また、市町との連携により新たな人材の掘り起こしを行うとともに、交流会等を通じて登録人材相互の連帯を深めながら、九州各県における重層的な「地域活性化人材ネットワーク」を強化します。

(3) 地域づくり団体全国研修交流会の本県開催に向けた準備

全国各地の地域づくり団体等が一堂に会し、相互交流や情報交換等を行う地域づくり団体全国研修交流会について、平成 32 年度の本県開催に向け実行委員会等を立ち上げる等、準備を進めていきます。

10 有人国境離島法関連施策の推進

【目 的】

平成 29 年 4 月 1 日から、本県の悲願であった「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する特別措置法（有人国境離島法）」が施行されました。この法律に基づく国の施策等を最大限に活用し、しまで暮らす皆さんの航路・航空路運賃の引き下げ、しまの地域資源を活かした雇用の場づくりなどに取り組み、しまの活性化を図ります。

【概 要】

1. 有人国境離島法の概要

(1) 目的

我が国の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別の措置を講じ、もって我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に寄与すること。

(2) 特定有人国境離島地域

有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められるもの

< 本県の対象地域 > 3 地域 40 島（全国：15 地域 71 島）

特定有人国境離島地域の名称	特定有人国境離島地域を構成する離島	市町村
対馬	対馬 海栗島 泊島 赤島 沖ノ島 島山島	対馬市
壱岐島	壱岐島 若宮島 原島 長島 大島	壱岐市
五島列島	宇久島 寺島	佐世保市
	六島 野崎島 納島 小値賀島 黒島 大島 斑島	小値賀町
	中通島 頭ヶ島 桐ノ小島 若松島 日島 有福島 漁生浦島	新上五島町
	奈留島 前島 久賀島 蕨小島 椴島 福江島 赤島 黄島 黒島 島山島 嵯峨ノ島	五島市
	江島 平島	西海市

(3) 特定有人国境離島地域に係る施策

保全に関する施策に加え、国及び地方公共団体は、以下に掲げる事項について適切な配慮をする。

< 地域社会の維持 >

- 一 国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化
- 二 国内定期航空運送事業に係る運賃の低廉化
- 三 生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減
- 四 雇用機会の拡充等
- 五 安定的な漁業経営の確保等
必要な財政上の措置等を講ずるものとする。

2. 国の主な支援制度

(1) 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金【H30 年度当初予算 国費 50 億円】

離島住民向けの航路運賃を JR 並みに、航空路運賃を新幹線並みに、それぞれ引き下げ。
また、老朽船舶更新のための旅客運賃引上げを抑制。

生鮮の農水産物の移出及びこれらの原材料等の移入に係る輸送コストの低廉化。

民間事業者等による創業・事業拡大等のための設備投資資金、運転資金への支援（重要な取組は最長 5 年支援。）

「もう 1 泊」してもらうための旅行商品等の開発、企画、宣伝、実証、販売促進により、旅行者の実質負担を軽減。

本交付金に係る地方負担分については、特別交付税措置あり

(2) 特定有人国境離島地域事業活動利子補給金【H30 年度当初予算 国費 0.27 億円】

特定有人国境離島地域において創業・事業拡大を行う事業者に対するスタートアップ融資を行う離島内の地域金融機関等に対して利子補給を実施。（国の直轄事業）

(3) その他

上記のほか、特定有人国境離島地域の地域社会維持関係の政府予算については、特定有人国境離島漁村支援交付金や離島活性化交付金等の活用による支援等に係る予算が措置されています。

3. 県計画の推進

有人国境離島法の規定により、国の基本方針に基づき、関係市町及び県民からの意見等を踏まえて平成 29 年度に策定した「長崎県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画」の着実な推進を図ります。

計画の名称：長崎県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画

計画の期間：平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間（法の期限である 10 箇年の前期）

計画の内容：本県の特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持のための施策の方向や地域別の具体的な取組等

< 重要業績評価指標（KPI）及び成果目標 >

人口の社会減を抑制する。（毎年10%ずつ上乗せして抑制し、5年後に半減）

指標（KPI）	地域	当初現況値 （ ）	中間目標値 （平成31年）	最終目標値 （平成33年）
年間の社会増減数 （単位：人） 当初現況値はH27～28年の平均 [長崎県異動人口調査] 五島列島は、五島市、新上五島町、小値賀町の合計	対馬	338	236	169
	壱岐島	229	160	115
	五島列島	451	316	226
	計	1,018	712	510

農林水産品の生産額を維持する。(5年後も現在の額を維持)

指標 (KPI)	地域	当初現況値 (平成25年)	中間目標値 (平成31年)	最終目標値 (平成33年)
年間の農林産物の生産額 (単位:百万円) [離島統計年報]	対馬	1,255	1,255	1,255
	壱岐島	5,590	5,590	5,590
	五島列島	5,315	5,315	5,315
	計	12,160	12,160	12,160
指標 (KPI)	地域	当初現況値 (平成25年)	中間目標値 (平成31年)	最終目標値 (平成33年)
年間の水産物の生産額 (単位:百万円) [離島統計年報]	対馬	14,504	14,504	14,504
	壱岐島	2,811	2,811	2,811
	五島列島	16,538	16,538	16,538
	計	33,853	33,853	33,853

農林水産業の担い手を確保する。

指標 (KPI)	地域	当初現況値 (1)	中間目標値 (平成31年度)	最終目標値 (平成33年度)
年間の新規就農・就業者数 (単位:人) 1 当初現況値はH22～26年度の平均	対馬	11	18	18
	壱岐島	11	22	22
	五島列島	22	42	42
	計	44	82	82
指標 (KPI)	地域	当初現況値 (2)	中間目標値 (平成31年度)	最終目標値 (平成33年度)
年間の新規漁業就業者数 (単位:人) 2 当初現況値はH24～26年度の平均	対馬	51	61	61
	壱岐島	9	10	10
	五島列島	22	27	27
	計	82	98	98

創業・事業拡大等を促進し、良質で安定した雇用の場を創出する。

指標 (KPI)	地域	当初現況値 (-)	中間目標値 (平成31年度)	最終目標値 (平成33年度)
雇用機会拡充事業等による新規雇用者延数 (単位:人) 各年度の新規雇用者目標値(計) H29年度:400人、H30～H33年度:各250人	対馬	-	235	365
	壱岐島	-	202	314
	五島列島	-	463	721
	計	-	900	1,400

滞在型観光を促進し、観光客の滞在日数を増やす。(年間約3%の増加)

指標 (KPI)	地域	当初現況値 (平成27年度)	中間目標値 (平成31年)	最終目標値 (平成33年)
年間の延宿泊者数 (単位:千人) [長崎県観光統計] 五島列島は、五島市、新上五島町、小値賀町の合計	対馬	510	562	597
	壱岐島	313	345	367
	五島列島	303	334	355
	計	1,126	1,241	1,319

運賃低廉化に加え、滞在型観光を促進し、航路・航空路の輸送客数を増やす。

指標 (KPI)	地域	当初現況値 (平成27年度)	中間目標値 (平成31年度)	最終目標値 (平成33年度)
年間の航路・航空路輸送客数 (単位:千人)	対馬	440	461	473
	壱岐島	756	782	792
	五島列島	1,359	1,383	1,384
	計	2,555	2,626	2,649

11 国境離島創業・事業拡大等支援事業費

【目 的】

特定有人国境離島地域における創業・事業環境の不利性に鑑み、民間事業者が雇用増を伴う創業または事業拡大を行う場合の設備投資資金や、人件費、広告宣伝費などの運転資金を支援します。(特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用)

【概 要】 [H30 年度予算額 : 750,142 千円]

1. 事業実施者

- (1) 特定有人国境離島地域内に居住して創業する者
- (2) 特定有人国境離島地域内に事業所を有する事業者であって事業拡大を行う者
(本土に本社があり、国境離島に支店を出す場合等も対象)
- (3) 主として特定有人国境離島地域の商品、サービス等の販売を目的として特定有人国境離島地域以外の地域において創業する者

2. 対象経費

- (1) 設備費、改修費
- (2) 広告宣伝費、店舗等借入費、人件費、研究開発費、島外からの事業所移転費、従業員の教育訓練経費
※地域社会を維持するうえで、特に重要と認められる事業については、最長5年間まで対象

3. 対象事業費の上限額

- (1) 創業支援 : 事業費600万円
- (2) 事業拡大 : 事業費1,600万円 (設備投資を伴わない事業拡大 : 事業費1,200万円)

4. 負担割合

- 国 1/2
- 県 1/8
- 市町 1/8
- 事業者 1/4

5. 補助の流れ

国 → 県 → 市町 → 事業者

※上記のほか、市町が地方創生推進交付金を活用した雇用機会拡充事業を実施

12 長崎しま雇用・しま人材確保促進事業費

【目 的】

雇用について継続的な拡大を図るため、島内事業者による雇用創出に加えて、島外、県外事業者と連携した雇用の拡大を促進し、併せて、島外からの人材確保についても取組を強化します。

また、今後とも離島地域の振興や活性化を図るため、県立大学と連携し、しまの将来を担う若者の人材育成に努めます。(離島活性化交付金を活用)

【概 要】 [H30 年度予算額:8,930 千円]

○創業・事業拡大の掘り起こし

- ・東京、福岡等の都市部において、国境離島地域での創業・事業拡大を呼びかけるセミナーを開催
- ・島内事業者と都市部事業者のマッチングを実施し、特に意欲がある事業者については離島への招聘や専門コンサルタントによるフォローアップを図るなど、島外事業者と連携した創業・事業拡大を促進

○しまで働く人材の確保

- ・離島からの転出者が多い福岡や東京等の都市部において、採択事業者と求職者のマッチングの機会を設け、島外からの人材を確保

○しまの若者の人材育成(県立大学との連携事業)

- ・離島で働く若者が、県立大学の講座や離島で行われるフィールドワークに参加し、学生や教授等と交流しながら離島が抱える課題を共に解決しつつ、併せて、自らの仕事に関連する専門的な知識の習得の機会を提供

13 国境離島輸送コスト支援事業費

【目的】

特定有人国境離島地域の、本土からの遠隔性に起因する条件不利性を緩和するとともに、基幹産業である農水産業の振興を図る観点から、農水産品全般（加工品以外）の出荷や原材料等の輸送にかかる費用を支援します。（特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用）

【概要】〔H30年度予算額：205,448千円〕

1. 事業実施者

- (1) 特定有人国境離島地域で生産された農水産物の本土へのお荷に係する団体又は事業者
- (2) 特定有人国境離島地域で生産された農水産物を購入等する団体又は事業者
- (3) 特定有人国境離島地域において本土にお荷する農水産物の生産を行う団体又は事業者

2. 対象経費

海上輸送又は航空輸送に係る経費（荷捌き経費、往路又は復路の空荷輸送経費を含む）

3. 対象品目

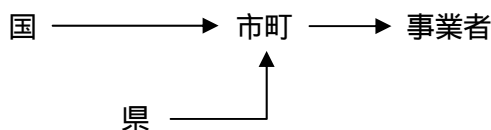
- (1) 本土にお荷する農水産物最大23品目（生鮮品）の移出
- (2) 移出する1品目に対する原材料等1品目の移入（肥料、飼料、箱等）
上記以外の品目についても、戦略産品（加工品）として離島活性化交付金により4品目まで輸送費の支援が可能

4. 負担割合

国	6/10
県	1/10
市町	1/10
事業者	2/10

1事業者あたりの補助金の額（国・県・市町の合計額）は、基礎額として2,000万円を上限。基礎額に加えて、事業者が雇用拡大や給与の引き上げを実施する場合は、最大2,000万円を上限額に加算（最大上限額は4,000万円）。

5. 補助の流れ



14 しまの地域商社構築事業費

【目 的】

国境離島地域の優れた地域資源の新たな市場確立に向けたブランド化や販路開拓を図るため、埼玉県等の海のない県と連携した商談会・食材フェアの実施や、各地域商社職員及び生産者の経営力を強化するためのセミナーの開催、各離島産品を本土に集約し、離島の荷を混載して出荷するための新たな物流体制の構築に向けた実証実験等の取組を推進します。（地方創生推進交付金を活用）

【概 要】 〔H30 年度予算額：62,931 千円〕

埼玉県等の海のない県との連携事業

- ・既に継続した取引がある埼玉県での取組を契機に、首都圏周辺の海なし県において商談会を実施するほか、取扱商品の拡大と消費者への知名度向上を図るため、取扱飲食店等における食材フェアを実施

地域商社職員及び事業者（生産者）を対象としたセミナー

- ・営業力の強化やより良いサービスの提供等によって顧客満足度を向上させ、販路拡大を図るため、各地域の商社職員や事業者（生産者）等を対象とした人材育成のためのセミナーを開催

新たな物流体制の構築に向けた実証実験

- ・本土地区において、ストック機能を持つ拠点に離島の荷を集約し、一括して首都圏等へ配送する新たな物流体制の構築に向けた実証実験を実施

地域商社支援事業

- ・首都圏での各地域商社の営業活動を支援するための「マーケティング支援員」と、消費者ニーズに対応した商品の開発や出荷体制の確立等を支援するための「しまの総括支援員」を配置し、各地域商社の活動をサポート

15 離島振興計画の推進

【目 的】

離島振興法の改正・延長に伴い、国家的・国民的役割を担った離島が、地域特性を活かし、地域の創意工夫による振興対策を樹立するために、本県の離島振興を推進することを目的として、県は、離島市町の案をもとに、県民からの意見等を踏まえ、平成25年4月1日から10年間を計画期間とする離島振興計画を策定しており、この計画の着実な推進を図ります。

【概 要】

1. 離島振興対策実施地域

(1) 対馬島地域	1市		
(2) 壱岐島地域	1市		
(3) 五島列島地域	1市1町		
(4) 平戸諸島地域	3市1町		
(5) 壱浦大島地域	1市		
(6) 松島地域	2市		
(7) 高島地域	1市	計	8市2町

2. 計画の内容

(1) 計画の基本理念

離島は国家的・国民的役割を担う我が国にとってかけがえのない財産であり、そうした役割はそこに人が住み続け、安定した暮らしを送り、経済活動を継続していくことによって、はじめてもたらされるものであることから、「しまは日本の宝 明日につなぐしまづくり」を計画の基本理念としています。

(2) 基本的方向性及び重点的施策

基本理念に基づく具体的な施策を実施するにあたり、次の5つの基本的方向性を設定し、各々の項目に沿った重点的な施策を定めています。

① 自立的発展の基盤確保と不利条件の解消

(施策) 人の往来・物資の輸送に要する費用の低廉化など

② 医療の確保等による生活の安定 (施策) 保健・医療・福祉・介護・教育の充実など

③ 離島の特性に応じた産業の活性化

(施策) 産業振興、雇用・就業の場の確保など

④ しまの持つ多様性を活かした他地域をリードする取組

(施策) 優れた地域資源を活かした交流促進など

⑤ 離島の重要性の発信

(施策) 離島が担う国家的・国民的役割と人が住み続けることの重要性の全国への情報発信など

3. 国等による措置

(1) 財政措置

① 離島振興関係公共事業予算の一括計上及び離島振興計画に基づく事業に対する国の補助率(負担率)の嵩上げ

② 離島活性化交付金等事業計画に基づく交付金等の交付

③地方債への配慮

(2) 行政措置

- ①医療の確保、高齢者福祉の増進、交通の確保、情報流通の円滑化、農林水産業の振興等の配慮
- ②離島航路の維持改善（離島航路整備法）、辺地度数の加算

(3) 金融措置

- ①ふるさと融資の融資比率の引き上げ
- ②地域活性化・雇用促進資金貸付制度（日本政策金融公庫）

(4) 税制措置

- ①所得税・法人税の割増償却制度
- ②地方税の課税免除又は不均一課税に伴う地方交付税の減収補てん措置
- ③離島路線就航航空機に係る固定資産税の軽減措置 等

4. 離島振興計画の推進

県及び離島市町は、この計画に沿って、地域の特性に基づいたハード・ソフト両面からの魅力ある地域づくりを積極的に推進します。

5. 離島振興推進事業（公共事業一括計上分）

我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っているしまの産業基盤や生活環境等の基礎条件を改善し、しまの地理的特性を生かした自立的発展、島民の生活の安定及び福祉の向上を図ることを目的としています。

次の事項を基本的課題として事業を推進しています。

- (1) 国土保全施設の整備・・・河川、砂防、治山、海岸保全施設の整備等
- (2) 交通体系の整備・・・基幹道路、港湾の整備等
- (3) 産業基盤の整備・・・水産基盤、農業基盤、造林、林道の整備等
- (4) 生活環境施設の整備・・・污水处理、簡易水道、廃棄物処理施設の整備等

○平成 29 年度離島振興関係公共事業当初内示額（長崎県）

事業費 200 億 44 百万円 国費 118 億 16 百万円

○平成 29 年度離島振興関係公共事業予算（国土交通省所管）

国費 431 億 9 百万円

(参考)

昭和 28 年度～平成 29 年度公共事業投資額の累計（平成 29 年度は当初内示額）

2 兆 4,606 億円（うち国費 1 兆 5,437 億円）

国土保全	3,054 億円 (12.41%)	※ () 内は構成比率
交通基盤	8,578 億円 (34.86%)	
産業基盤	11,032 億円 (44.84%)	
生活基盤	1,942 億円 (7.89%)	

16 離島活性化交付金事業

【目 的】

離島における地域活性化を推進し、定住の促進を図るため、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組を支援することを目的としています。

【概 要】

1. 交付金対象事業

(1) 「定住促進」事業

①産業活性化事業

- ・ 離島資源を活用した農産物等のブランド化や新たな特産品の研究開発、市場調査、販路の開拓、特産品のPR等
- ・ 島の戦略産品を島外へ出荷する際の海上輸送費又は航空輸送費等の補助
- ・ 戦略産品の原材料等の移入に係る輸送費等の補助（農水産物（生鮮品）以外）

②定住誘引事業

- ・ 定住情報の提供（U・J・Iターン希望者のための相談窓口の設置、空き家情報の提供等）
- ・ 施設整備（定住情報の提供と併せて実施する人材受け入れのための空き家改修等）

③流通効率化関連施設整備等事業

- ・ 海上輸送、保管、荷さばき、流通加工の過程で流通効率化に効果のある施設の整備、機材の導入

(2) 「交流促進」事業

①離島における地域情報の発信

- ・ パンフレット作成、WEBの作成運用、PR活動等

②交流の拡大のための仕掛けづくり

- ・ インストラクター、世話人等の確保のためのシステムの構築及び、人材育成のための研修、交流の場を提供するためのプログラム作成、先進事例調査、衛生環境の改善のためのトイレの改修等

③島外住民との交流の実施の推進

- ・ 離島留学、伝統芸能・伝統工芸体験事業、離島体験ツアー、シンポジウム等

(3) 「安全安心向上」事業

①防災機能強化事業

- ・ 避難施設、緊急時物資等輸送施設、災害応急対策施設の整備、防災活動拠点の改修等
- ・ 避難路、案内板等簡易な施設の整備や無電柱化

②計画策定等事業

- ・ 防災力向上のための調査、防災講習の実施、要援護者名簿の作成、災害時の離島のエネルギー確保のための調査及び計画策定等

2. 事業主体 県、市町、一部事務組合、民間団体

3. 補助率

国：事業主体が県、市町、一部事務組合の場合→予算の範囲内で各事業の1/2以内

事業主体が民間団体の場合→予算の範囲内で各事業の1/3以内（ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、県、市町、一部事務組合を通じた間接補助）

なお、輸送費支援に関しては各事業の6/10（地方公共団体の負担の3倍を超えない額）

17 離島流通効率化・コスト改善事業

【目 的】

離島が国の交付金を活用して行う戦略産品（魚介類、農産物等）に係る海上輸送コスト支援に対して、県が一部を補助することにより事業効果を加速させ、産業の活性化を図ります。

【概 要】 [H30年度予算額：9,670千円]

1. 離島輸送コストへの支援

離島の戦略産品の海上輸送に係る輸送経費の直接支援について、国の離島輸送コスト補助（離島活性化交付金）と連動して、県も輸送コスト支援を実施

2. 支援スキーム

①国の離島活性化交付金を活用（国 1/3、市町 1/3、事業者 1/3）

②市町は負担する事業費について原則過疎債ソフトを活用

③県は、市町実質負担額の半分を市町に対し補助

⇒[元利償還に対する後年度補助]

※ただし、非過疎地域については現年度補助

スポーツ振興課

1 誰でも気軽にスポーツを楽しむ機会の充実

【目 的】

スポーツを通して県民の元気とまちの活力（健康・体力づくりや地域活性化）を創出するため、いつでも、どこでも、だれでも、気軽にスポーツに親しめる環境づくりを推進します。

【概 要】

(1) 県民スポーツ月間及び「ながさき県民総スポーツ祭」の開催

広く県民各層がスポーツの楽しさや喜びを体験し、実践する機会の充実を図るため、毎年11月を県民スポーツ月間として、県民体育大会と県民スポーツ・レクリエーション祭を柱とした「ながさき県民総スポーツ祭」を開催するとともに、期間中、県内各地でのイベントの開催や積極的な広報を市町・関係団体と連携して行います。

(2) 県民体操「がんばらんば体操」の普及

県民体操「がんばらんば体操」を広く普及し、県民の健康増進・体力向上を図ります。

- ・がんばらんば体操の普及（指導者派遣、DVD貸与など）
- ・地域インストラクター活動状況把握、等

(3) 「わがまちスポーツ」定着への支援

国民体育大会等の成果を維持発展させるため、各市町で開催された競技やスポーツ行事を「わがまちスポーツ」として定着させることを目的とした市町の取組を支援します。

2 スポーツを支える活動の推進

【目 的】

成人の週1回以上のスポーツ実施率が、平成32年度までに65%となることを目指します。
そのうえで、学校や社会体育施設等を拠点として、様々なスポーツを愛好する多世代の地域住民だれもが、気軽に多種目のスポーツに親しむことのできるスポーツ環境づくりを推進するため、総合型地域スポーツクラブ（以下「クラブ」という。）の設置・育成を図っていきます。

【概 要】

(1) 「広域スポーツセンター」によるクラブの育成支援

地域スポーツの拠点となるクラブの育成強化を図るため、スポーツ振興課内に設置している「広域スポーツセンター」により、クラブや市町などへの巡回訪問・助言などの支援を行います。

(2) エリアネットワーク支援事業

クラブの自立的な運営を図るため、拠点クラブを核としたエリアネットワークによりクラブ間の連携を強化し、新教室の開設や指導者派遣などの支援を行います。

(3) 経営相談事業

学識者によるクラブ運営にかかる経営相談・助言を行い、クラブの経営安定に向けた取組を支援します。

3 地域密着型クラブチーム等を活用した地域活性化

【目 的】

本県唯一のプロサッカーチームであるV・ファーレン長崎を支援・活用することにより、郷土愛を育む機運を醸成し、本県イメージを向上させるとともに、地域間・世代間の交流並びに地域経済の活性化を促進することにより、スポーツを核とした地域振興を図ります。

【概 要】

(1) V・ファーレン長崎の支援

- ・クラブの安定経営を目的とした、競技場使用料の減免などの支援を実施します。
- ・チームを活用した地域のPRやにぎわいづくりを推進するため、県・市町を構成メンバーとする「V・ファーレン長崎自治体支援会議」において、県民応援デーなどの支援策を実施します。

(2) 県民みんなで応援する機運づくり

県広報媒体等を活用して、チームの地域貢献活動や試合等をPRし、県民の関心度を高めます。

《V・ファーレン長崎の概要》

○名称の由来

V・ファーレンのVは、ポルトガル語で勝利を意味するVITORIA（ヴィトリア）とオランダ語で平和を意味するVREDE（ブレーダ）の頭文字をとり、それに、航海を意味するオランダ語VAREN（ファーレン）を合わせた造語です。

日本で最初の国際貿易港である長崎から平和への発信と、県民の夢と希望を乗せ、勝利への航海を意味します。

また、2015年の10周年を機に、多様性を意味する「VARIEDADE（ヴァリアタージ）」という意味も追加されました。

○チームの略歴

平成17年3月	V・ファーレン長崎	誕生
平成17年	九州リーグ	3位
平成18年	九州リーグ	優勝
平成18年10月	全国社会人サッカー選手権大会	優勝（本県初）
平成20年11月	JFL（日本フットボールリーグ）	昇格
平成24年11月	JFL優勝、J2（日本プロサッカーリーグ ディビジョン2）	昇格
平成25年	J2リーグ	6位
平成26年	J2リーグ	14位
平成27年	J2リーグ	6位
平成28年	J2リーグ	15位
平成29年	J2リーグ	2位（J1リーグ昇格）

4 長崎県スポーツコミッションを活用した地域活性化

【目的】

長崎県スポーツコミッションを活用して、国内外からスポーツ大会やスポーツ合宿を誘致し、交流人口の拡大による地域活性化を図るため、関係者が一体となって取組を推進します。

【概要】

1. 長崎ならではの資源（歴史、文化、自然、施設等）を活用した、スポーツ合宿の誘致推進
 - (1) スポーツツーリズム推進に係るスポーツ合宿の誘致活動
 - ① 国内の大学、社会人・実業団、プロチームへの接触、訪問
 - ② 離島地区へのスポーツツーリズム推進活動
 - ③ 合宿実施の場合のスポーツ施設や宿泊施設の予約、各種助成金の申請代行等のワンストップサービスの提供
 - (2) 2020 東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ誘致に係るターゲット国へのアプローチ、事前視察やトレーニングキャンプの受入
2. 長崎ならではの資源（歴史、文化、自然、施設等）を活用した、スポーツ大会の誘致推進
大会主催者への直接訪問活動など
3. 情報発信
多言語のウェブサイト・パンフレットによる長崎県のスポーツ環境、魅力等の発信
4. スポーツコンベンション人材バンクの運営
大会主催者側から要請があった場合に、人材バンク登録ボランティアを派遣したり、合宿チームから講義や実演指導の要請があった際に、人材バンク登録のスポーツドクター、（スポーツ）栄養士、スポーツトレーナー等を派遣する人材バンクの運営
5. スポーツマネジメント人材育成のための講座の開設
スポーツ大会運営や合宿受入をマネージメントできる人材の育成のほか、スポーツ選手のセカンドキャリアや県内の学生でスポーツ関連の仕事に携わりたい人にマネージメントスキルを身につけていただき、スポーツビジネス産業への就職、起業を促し、県内定住、地域経済の活性化を図ります。
6. ラグビーワールドカップ 2019（RWC2019）公認チームキャンプ地誘致地域交流事業
国の財政支援を受け、RWC2019 公認チームキャンプ地を誘致することにより、スポーツの振興、教育文化の向上及び共生社会の実現に向けた取組を推進するため、出場国・地域の選手及び関係者並びにラグビー日本代表選手等との交流を行います。
7. スポーツ合宿拠点づくり推進事業補助金
県外の大学・実業団・プロチーム、海外チーム等の合宿に係る旅費及び宿泊費を対象に、県と受入市町が1：1でスポーツコミッションへ負担金を拠出し、スポーツコミッションからチームへ補助を行います。
8. スポーツコンベンション開催助成事業費補助金
一定要件の大会規模のコンベンション開催経費を対象に、県と大会開催市町（コンベンション協会）が1：1でスポーツコミッションへ負担金を拠出し、スポーツコミッションから大会主催者等へ補助を行います。

市 町 村 課

1 住民基本台帳ネットワークシステムの運用

【目 的】

住民基本台帳ネットワークシステムを運用し、住民サービスの向上、国・地方を通じた行政の合理化を図ります。

【システムの概要】

市町村の住民票に記載されている最新の本人確認情報（氏名、住所、個人番号など）を都道府県及び地方公共団体情報システム機構で保有し、市町村、都道府県、国の機関等で本人確認情報の利用を行うシステムです。

【システムのメリット】

ネットワークを通じて国の行政機関等への情報提供を行うことで、行政手続における住民票の写しの省略など負担軽減

住民票の写しの広域交付

転入届の特例（市町村窓口に出向くのは転入時の1回だけで済みます。）

本人の申請により個人番号カードを発行（個人番号の証明、電子申請時の本人確認、身分証明書としても利用できます。）

年金の現況確認の届出の省略

【本人確認情報の保護】

住民基本台帳法及び特定個人情報保護条例により、本人確認情報の目的外利用の禁止や関係職員の守秘義務等の措置を講じています。

都道府県に本人確認情報の保護に関する審議会が設置されています。

【県独自の利用】

住民基本台帳法で規定された事務の他、住基ネットを利用することが有効と思われる事務については、審議会の承認を得たうえで、県条例に規定し、住基ネットを利用することとし、県民の利便性の向上に努めています。

平成29年4月1日現在、県で住基ネットを利用できる事務は、パスポートの発給に関する事務等、法律に規定されている70事務、介護保険法に定める介護支援専門員の登録事務等、県条例に指定されている18事務の計88事務となっています。

2 市町権限移譲等交付金

【目 的】

「長崎県の事務処理の特例に関する条例」及び「長崎県教育委員会の事務処理の特例に関する条例」に基づき市町長が処理する事務（以下「移譲事務」という。）に要する経費並びに知事が所管する事務の一部を市町長に委託することにより、市町長が処理する事務（以下「委託事務」という。）に要する経費に対して、毎年度予算の定めるところにより、交付金を交付します。

【概 要】

1. 交付

長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）及び長崎縣市町権限移譲等交付金交付要綱の定めるところによります。なお、交付対象については、当該事務のうち個別の交付金やその他の財源措置がないものについて、これに要する経費を交付金として交付します。

2. 内容

移譲事務（事務処理ベース）

平成29年4月1日現在交付対象としているもの 603 事務

委託事務

知事が管理する事務の一部を市町長に委託する事務（特例条例で規定している事務以外のもの） 交付対象事務数 6 事務

3. 算出方法

移譲事務ごとの交付額の算出を行い、各市町に交付します。

算出方法については、一部の事務を除き、均等割と実績額の2つの方法を用いています。

（一部の事務とは、規則、要綱、契約等により交付額の算出方法が別途規定されている事務です。）

4. 交付実績

平成10年度	254,003千円	平成11年度	315,036千円	平成12年度	319,216千円
平成13年度	330,133千円	平成14年度	378,858千円	平成15年度	337,016千円
平成16年度	329,424千円	平成17年度	361,243千円	平成18年度	358,709千円
平成19年度	355,384千円	平成20年度	344,543千円	平成21年度	352,823千円
平成22年度	342,630千円	平成23年度	350,722千円	平成24年度	375,193千円
平成25年度	372,485千円	平成26年度	361,842千円	平成27年度	372,195千円
平成28年度	367,306千円	平成29年度	379,776千円		

（予算額）

3 市町と県の人事交流の拡大

1. 相互交流

【目的】

市町と県の人事交流をこれまで以上に拡大・拡充することにより、多様化・高度化する行政需要に的確に対応できるよう相互の人材育成と一層の連携を強化していきます。

〔市町職員の受け入れの目的〕

- ・市町職員の一般的資質の向上
- ・専門的知識及び技術習得
- ・市町のネクストリーダーの養成

〔県職員の派遣の目的〕

- ・地域の声に耳を傾け、地域課題に即座に対応できる人材の育成

【交流の状況】

平成30年度 県から市町へ 22名 市町から県へ 22名

長崎市 1名
佐世保市 1名
島原市 2名
諫早市 3名
大村市 1名
松浦市 1名
対馬市 2名
五島市 1名
西海市 2名
雲仙市 2名
南島原市 1名
長与町 1名
波佐見町 1名
小値賀町 1名
佐々町 1名
新上五島町 1名

参考	年度	交流種別	人数
	平成29年度	相互交流	25名
	平成28年度	相互交流	29名
	平成27年度	相互交流	34名
	平成26年度	相互交流	33名
	平成25年度	相互交流	30名
	平成24年度	相互交流	30名
	平成23年度	相互交流	26名
	平成22年度	相互交流	15名
		研修派遣	2名
	平成21年度	相互交流	12名
		研修派遣	7名
	平成20年度	相互交流	9名
		研修派遣	12名
		その他	4名

2. 市町実務研修生の受け入れ

【目的】

市町等からの研修職員を県の本庁又は出先機関に配置し、研修職員の一般的資質の向上並びに専門的知識及び技術の習得を図ることを目的としています。

〔研修内容〕

本庁又は出先機関において、常時適切な訓練及び教育を行います。

【交流の状況】

平成30年度 9名

佐世保市2名、島原市1名、大村市2名、松浦市1名、五島市1名、南島原市2名

4 市町合併支援特別交付金

【目 的】

「市町村の合併の特例等に関する法律」(新法)に基づく合併市町の市町村基本計画の実施を支援するため、新長崎縣市町合併支援特別交付金を交付します。

【概 要】

(1) 交付対象

- ・新法に基づく合併を行なった市町(平成18年度～平成21年度までの合併市町)
佐世保市のみ(平成22年3月31日 江迎町、鹿町町と合併)

(2) 交付対象期間

平成21年度～平成30年度(合併した年度以降10ヵ年度(新法交付金実施要綱第4条))

(3) 交付限度額

3.5億円

(4) 実績及び予定

H21	105,000千円
H22～H26	実績なし
H27	57,500千円
H28	110,800千円
H29～H30(予定)	76,700千円
合 計	350,000千円

<参考> 「市町村の合併の特例に関する法律」(旧法)に基づく合併市町への交付金

交付対象

- ・旧法に基づく合併を行なった市町(平成15年度～平成17年度までの合併市町)
13市町

交付対象期間

- ・合併した年度以降10ヵ年度(旧法交付金実施要綱第4条)

交付限度額

- ・13市町合計：157億円(平成26年度までに全額交付済み)

5 選挙管理委員会の業務

【目的及び概要】

1. 選挙の管理執行について

選挙管理委員会の運営や各種選挙（衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙、長崎県知事選挙、長崎県議会議員一般選挙など）の管理執行を行います。

現在の国会議員等の任期満了日は、衆議院議員が平成33年10月21日、参議院議員が平成31年7月28日と平成34年7月25日、知事が平成34年3月1日、県議会議員が平成31年4月29日となっています。

2. 明るい選挙の推進（選挙啓発）について

「明るい選挙」とは、義理人情や選挙犯罪などによるゆがんだ選挙を排し、選挙が公明かつ適正に行われ、私たちの意思が政治に正しく反映される選挙をいい、これを進める運動を「明るい選挙推進運動」といいます。

選挙違反の撲滅、投票率の向上及び有権者の政治意識の向上を目指し、常時・選挙時において選挙管理委員会が様々な選挙啓発を実施しています。

（主な啓発事業）

明るい選挙推進サポーターの募集と活動

明るい選挙啓発ポスターの募集・展示

小中学校・高校等における模擬選挙の推進

高校等における出前授業の実施

各種選挙における各種啓発

パンフレットやテレビスポットCMによる寄附の禁止などの呼掛け など

土地对策室

1 土地利用対策事業

【目的】

大規模開発事業を対象に、国土利用計画法等の趣旨にのっとり、無秩序な土地開発を防止するため「長崎県土地利用指導要綱」により、開発行為を適正に誘導します。

【概要】

事前協議申出制度

- (1) 1ha 以上の一団の開発行為について、知事との事前協議申出を受けます。(適用除外あり)
- (2) 事業計画の内容について、県土地利用調整会議で、予め次の指導基準により協議し意見の調整を行ったうえ、指導基準との適合、あるいは関係法令による許認可の見通し等を勘案して、事前協議の終了通知を行います。
- (3) 事業の実施にあたっては、必要に応じ行政指導を行います。

指導基準

- (1) 県及び市町の土地利用計画との適合、関係法令等の許認可の見込みの確実性
- (2) 道路、公園、その他公共の用に供する施設の適正配置
- (3) 排水路、その他排水施設の適正配置
- (4) 上下水道、給水施設の適正配置
- (5) 土砂災害等に対する防災施設の配置状況

開発行為に係る個別法令の規定による許可又は認可等を受けた後、市町長との間で開発協定を締結するものとします。

2 国土利用計画管理運営事業

【目 的】

国土利用計画の全国計画、長崎県計画及び市町計画を有機的に機能させ、その的確な運用を図ることにより、国土利用計画法の意図する総合的かつ長期的な国土利用政策の展開を目指すことを目的とします。

【概 要】

土地利用現況把握調査

長崎県計画の管理運営の一環として、土地利用の現況を把握します。

土地利用現況を面積値（利用区分別面積）で把握（平成 30 年 10 月 1 日現在）
毎年国土交通省へ報告します。

市町に対する助言

国土利用計画体系の確立を図るため、市町の実情に応じて次の助言を行います。

- 市町における計画の管理運営体制整備についての助言
- 計画の管理運営手法についての助言
- 市町計画の策定（改定）についての助言
- その他計画体系の確立を図るうえでの必要な助言

土地利用に関する各種施策の調整

長崎県計画の進行管理に資するため、必要に応じ、土地利用に関する施策の現状と課題について土地利用関係部局との調整を行います。

3 土地利用基本計画管理事業

【目 的】

土地利用基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制、開発行為の規制、遊休土地に関する措置等を実施するに当たっての基本となる計画であり、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画担当部局間の総合調整機能（法第10条）を果たすとともに、土地取引に関しては直接的（法第16条、第24条、第28条）に、開発行為に関しては個別規制法を通して間接的（法第10条）に規制の基準としての役割を果たすものです。

【概 要】

土地利用基本計画の構成

土地利用基本計画は、五地域の範囲縮尺5万分の1の地形図に表示したもの（「計画図」）及び土地利用の調整等に関する事項を文章表示したもの（「計画書」）によって構成され、計画書は前文、土地利用の基本方向、五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針等からなっています。

基本計画の変更

土地利用基本計画は、国土利用計画法（以下「法」という。）第9条に基づいて、国土利用計画（全国計画及び県計画）を基本として策定され、土地利用に係る諸計画の総合調整の役割を果たすべきものとされています。従って、都市計画区域等の個別規制法による地域区分は、土地利用基本計画との一体を確保するとの考え方を前提とし指定し、又は指定されることが予定される地域です。個別規制法による地域区分を変更（新規指定及び廃止を含む。）する場合は、個別規制法による措置と整合性を図るため土地利用基本計画を速やかに変更することとされています。

本県においては、昭和55年10月の見直し改定後、平成29年度末までに38回の変更が行われました。

また、第五次国土利用計画（全国計画）が策定（平成27年8月14日閣議決定）されたことを踏まえ、県土地利用基本計画と統合することで、県国土利用計画で記述していた内容が県土地利用基本計画に承継されるよう、平成30年3月に長崎県土地利用基本計画書の全面改定を行っています。

五地域の指定状況

本県の五地域の指定状況を面積で見ると次の表のとおり、都市地域26.0%、農業地域59.6%、森林地域63.0%、自然公園地域17.9%、自然保全地域0.2%となっています。

これらの地域は、重複して指定されている地域も多く、五地域を単純に合計した面積は、県土面積の約1.7倍となっています。

土地利用基本計画の地域区分面積と構成

地域区分		面積 (ha)	構成比 (%)
五 地 域	都市地域	107,411	26.0
	農業地域	246,304	59.6
	森林地域	260,277	63.0
	自然公園地域	74,091	17.9
	自然保全地域	768	0.2
五地域合計		688,851	166.7
白地地域		6,545	1.6
県土面積		413,220	100.0

(注) 構成比は、県土面積に占める割合 (%) を示す。

(平成 29 年度末現在)

長崎県国土利用計画審議会

長崎県知事の諮問に応じ、本県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議するため、長崎県国土利用計画審議会を設置しています。審議会の委員は 13 名で構成され、土地利用基本計画の変更等にあたって、各分野の専門的な意見を求めています。

4 土地取引・勧告制度事業

【目 的】

国土利用計画法に基づき、土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、また、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、土地取引の規制に関する措置を行います。

【概 要】

土地取引事後届出制度

一定規模（市街化区域 2,000 m²、その他の都市計画区域 5,000 m²、都市計画区域以外の区域 10,000 m²）以上の土地について「土地売買等の契約」を締結した場合、土地の取得者が契約の日から2週間以内に「利用目的」と取引価格等を知事に届け出ることが必要となっています（事後届出制度）。知事は「利用目的」を審査し、その内容が著しく適正を欠くと認められるときは、「土地利用審査会」の意見を聴いて土地の利用目的について必要な変更をすべきことを「勧告」することができます。これ以外にも、事前届出制、事前許可制などの制度がありますが、現在の地価は都市部の一部を除き、依然として下落傾向にあり、運用されていません。

無届取引

国土利用計画法に基づく事後届出を、その土地取引に関する契約を締結した日から起算して2週間以内に市町へ届け出なかった場合は、無届取引となります。この場合、長崎県無届取引等事務処理要領に基づいて処理を行うこととなります。具体的には、管轄の市町から、違反事案の送付を受けた後、当事者への照会を行った上で、文書注意などの措置を行うこととなります。

事後届出と無届取引の状況

区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
届出件数	69	72	52	67	36	47	89	65	141	106	139	104
無届件数	60	43	48	29	50	23	50	44	87	85	77	54
届 出 対象件数	129	115	100	96	86	70	139	109	228	191	216	158
届出割合	53.5 %	62.6 %	52.0 %	69.8 %	41.9 %	67.1 %	64.0 %	59.6 %	61.8 %	55.5 %	64.4 %	65.8 %
無届割合	46.5 %	37.4 %	48.0 %	30.2 %	58.1 %	32.9 %	36.0 %	40.4 %	38.2 %	44.5 %	35.6 %	34.2 %

【注】・各年は、1月～12月の確定数値

・届出割合 = (届出件数 / 届出対象件数) × 100%

・無届割合 = 1 - 届出割合

土地利用審査会

国土利用計画法に定める土地取引に関する措置、その他土地利用を調整するための措置について審査するため、同法第39条の規定により、委員7名で構成される長崎県土地利用審査会を設置しています。

5 地価調査事業

【目 的】

国土利用計画法施行令第9条に基づき都道府県が毎年1回、基準地の標準価格を判定するもので、不動産鑑定士の鑑定評価結果を審査調整し、国との協議を経て定めるものです。その目的は、国土利用計画法による土地取引の規制の円滑な運用を図るとともに、地価公示制度と併せて一般の土地取引に対して適切な指標を提供し、適正な地価の形成に寄与する役割を果たすものです。

【概 要】

経過

昭和49年12月に国土利用計画法施行令が公布され、翌年の昭和50年以降全市町村を対象に国の地価公示制度の拡充整備を図り、国土利用計画法の円滑な施行に資するため、毎年7月1日現在で価格判定を行い、これを告示しています。

調査の概要

県が予め指名した「地価調査等鑑定評価員」(不動産鑑定士)24名で基準地を分担し、鑑定評価、審査調整のうえ国と協議し実施します。この調査結果に基づき、長崎県土地利用審査会(委員7名)の意見を求め、標準価格の最終判定を行います。

基準地数

平成29年基準地数 : 482地点(宅地 466地点 林地 16地点)

評価時点

毎年7月1日

公表媒体

県広報、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット

(全国の地価調査基準地、地価公示標準地の地価情報をGoogle Map上で検索して表示できる地価MAPシステムを公開しています。「<http://www.pref.nagasaki.jp/tochi/chikamap/>」)

6 国土調査事業

【目的】

現在、登記所に備え付けられている地図の多くは、明治時代の地租改正の際に作られた地図(字限図)を基にしたもので、不備、欠陥が多く、土地の実態を把握することが困難な状況にあるため、国の統一された基準による地籍の明確化と、その結果を記録することを目的とします。

【概要】

事業主体 市町

事業内容

市町が実施する地籍調査は、国土地理院が実施する基準点測量(4等三角点測量)のあと、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査するとともに、境界の位置および面積について測量を行い、その結果を地図(地籍図)と簿冊(地籍簿)に取りまとめる作業です。

県は事業主体である市町へ助成を行うとともに、調査の成果となる地籍図、地籍簿について市町からの請求に基づき、国の承認を得たうえで認証を行います。

認証を受けた成果は、市町に備え付けられ行政資料として活用されるほか、写しは法務局(登記所)に送付することにより、土地登記簿が改訂され、地籍図が公図に代わる不動産登記法第14条地図として備え付けられます。

なお、市町が実施する調査作業工程、作業手順は次ページのとおりです。

事業実績及び平成29年度予定

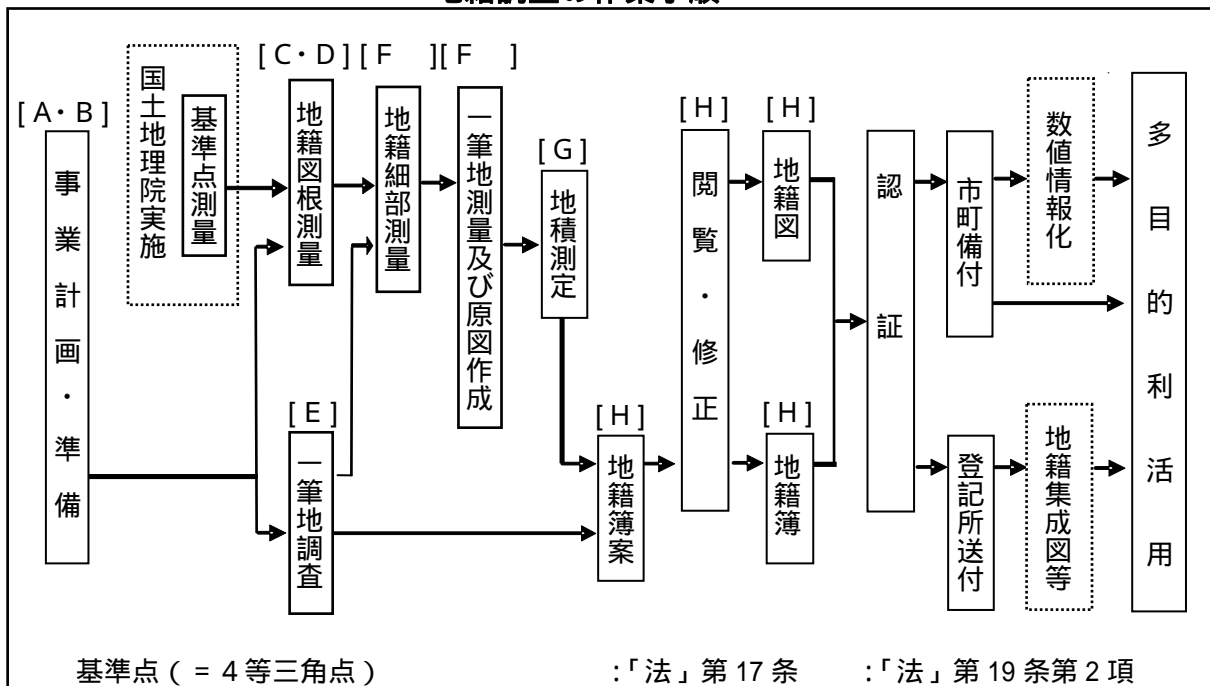
長崎県全体面積 (平成20年10月現在)	調査対象面積	平成29年度末現在		平成30年度実施予定	
		面積	進捗率	面積	進捗率
4,104.48 km ²	3,758.89 km ²	2,522.68 km ²	67.1%	21.90 km ²	67.7%

地籍調査事業の進捗

(単位 : km²)

市町名	H30 実施面積	H30 まで 進捗率	市町名	H30 実施面積	H30 まで 進捗率
長崎市	1.15	41%	長与町	-	100%
佐世保市	0.62	42%	時津町	-	100%
島原市	0.31	50%	東彼杵町	-	100%
諫早市	1.73	95%	川棚町	-	100%
大村市	2.75	49%	波佐見町	-	100%
平戸市	2.84	38%	小値賀町	-	100%
松浦市	2.49	62%	佐々町	-	100%
対馬市	3.14	56%	新上五島町	-	100%
壱岐市	-	100%			
五島市	3.16	54%			
西海市	-	100%			
雲仙市	1.45	96%			
南島原市	2.26	90%	合計	21.90	67.7%

地籍調査の作業手順



- A 工程：事業計画策定及びこれに伴う事務手続き
- B 工程：事業着手のための準備
- C 工程：地籍図根三角測量
- D 工程：地籍図根多角測量
- E 工程：一筆地調査
- F 工程：地籍細部測量、一筆地測量、原図作成
- G 工程：地積測定
- H 工程：地籍図及び地籍簿の作成

新幹線・総合交通対策課

1 九州新幹線西九州ルート of 早期実現

【目 的】

我が国本土の最西端に位置する長崎県を活性化し、県勢の発展を図るためには、主要都市との時間距離の短縮を図ることが最重要課題です。新幹線の実現を核として高速交通ネットワークを確立し、国土の均衡ある発展と九州地方の一体的浮揚を図るとともに西九州地域の活力ある地域づくりを目指します。

【概 要】

根拠法令 全国新幹線鉄道整備法
 名称 九州新幹線西九州ルート
 区 間 博多～長崎間 約 143 km
 ・博多～新鳥栖間 約 26 km：鹿児島ルート共用（フル規格）
 ・新鳥栖～武雄温泉間 約 51 km：未整備区間
 ・武雄温泉～長崎間 約 66 km：新幹線鉄道（フル規格）

整備方式 平成 24 年 6 月の武雄温泉～長崎間の工事实施計画(その 1)認可時点では、フリーゲージトレイン(FGT)を導入し、新鳥栖～武雄温泉間は在来線を活用することとされていましたが、FGTの開発遅れ等により、現在、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線(西九州ルート)検討委員会」(以下、与党PT検討委員会)において、西九州ルートの整備のあり方が検討されています。

長崎県としては、西九州ルートへのFGT導入は事実上困難であると受け止めており、現在整備中の武雄温泉～長崎間のインフラを十分に活用でき、西九州地域の発展に最も寄与する全線フル規格による整備を目指しています。

西九州ルートの整備に関する比較検討結果 (H30.3月 国土交通省)

整備方式	FGT	ミニ新幹線	フル規格
投資効果 (B/C)	—	2.6 ~ 3.1	3.3
収支改善効果 (年平均)	約 20 億円	約 2 億円 ~ 約 9 億円	約 88 億円
所要時間 (最速)	長崎・博多間	約 1 時間 14 分 ~ 約 1 時間 20 分	約 51 分
	長崎・大阪間	約 3 時間 38 分 ~ 約 3 時間 44 分	約 3 時間 15 分
対面乗換開業以降に要する費用	約 1,400 億円	約 1,700 億円 ~ 約 2,600 億円	約 6,000 億円
開業見込み (想定工期)	H39 年度 (約 9 年)	H44 ~ 48 年度 (約 10 ~ 14 年)	H46 年度 (約 12 年)
山陽新幹線への乗り入れ	なし	あり	あり

県内の駅 長崎、諫早、新大村 (仮称)

建設費 約 5,009 億円 (武雄温泉～長崎間)

平成 24 年 6 月 武雄温泉～長崎間 工事实施計画 (その 1) 認可

平成 29 年 5 月 " 工事实施計画 (その 2) 認可

開業方式 武雄温泉駅での対面乗換方式（平成34年度暫定開業時）
フリーゲージトレインの開発遅れを受けて、平成28年3月、与党PT検討委員会、国土交通省、鉄道・運輸機構、長崎県、佐賀県、JR九州による関係六者において、武雄温泉駅での対面乗換方式により平成34年度に開業すること等を内容とする合意に至りました。

【今後の取組】

関係自治体等と連携し、西九州ルート of 全線フル規格による整備など、以下の項目について、国等に要望していきます。

- (1) 山陽新幹線への直通運行を実現し、現在整備中の武雄温泉～長崎間のインフラを十分に活用できる最善の選択肢として、フル規格により西九州ルートを整備すること
併せて、西九州ルートへの直通運行も視野に入れた JR 佐世保線の輸送改善に向けた支援の充実を図ること
- (2) 整備新幹線建設に伴う地方公共団体の建設費負担について、建設費の縮減を図るとともに、国が開発を進めてきたフリーゲージトレインの導入が困難になったという特殊事情も考慮し、負担軽減のための制度を充実・創設すること
- (3) 新幹線整備に伴い地方が維持することとなる在来線について、鉄道輸送サービスの維持に係る負担軽減のための制度を充実・創設すること

2 佐世保線等の輸送改善

【目 的】

平成 4 年 11 月の「九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）等の整備に関する基本的考え方」に基づき、新幹線の整備と併せて佐世保線及び大村線の輸送改善策を検討し、その整備充実を図ります。

【概 要】

九州新幹線西九州ルートは、国土の均衡ある発展、九州地域の効率的交通体系の形成、長崎県の発展のために必要不可欠であることを認識し、関係者間で鋭意その実現可能な整備方策について検討を重ねてきた結果、平成 4 年 11 月に佐世保寄りのルート案を変更し、現在のルートを新しい地元案として決定しました。

しかし、地方拠点都市としての佐世保市及びその周辺地域にはかなりの人口・産業の集積があり、今後の地域開発の可能性が高いことから、佐世保市に至る鉄道サービスの改善を図る必要があるため、長崎県、佐世保市及び JR 九州で構成する「佐世保線等整備検討委員会」を平成 5 年 9 月に発足させ、継続的に佐世保線等の輸送改善策の検討を行っています。

平成 27 年度には、JR 佐世保線の高速化など、複数の輸送改善手段について調査を行いました。平成 29 年度は曲線改良等の諸課題について実地調査を行うなど、平成 27 年度の調査結果の更なる精査を行いました。この調査結果を参考に、佐世保市や JR 九州とも協議を行いながら、引き続き検討を深めていきます。

なお、大村線の輸送改善については、沿線自治体の意向を踏まえ、JR 九州に対して輸送力の強化や利便性の向上について要望を行っています。

3 県内空港の活性化

【目 的】

長崎県空港活性化推進協議会を活用し、長崎空港はじめ県内空港の利用者を増加させ、交流人口の拡大を図ります。

【概 要】

(1) 現状

長崎空港は、昭和 50 年 5 月 1 日に世界初の海上空港として供用が開始され、昭和 55 年には滑走路が 2,500m から 3,000m に延長されました。県内には長崎空港のほか、五島つばき空港、壱岐空港、対馬やまねこ空港の 4 空港に定期便が就航しており、全国の主要都市を始め本土と離島とを結ぶ航空網を形成しています。

長崎空港は、国内線は東京（羽田）、名古屋（中部）、大阪（伊丹・関西）、神戸、沖縄など 9 路線 37 便、国際線は上海・ソウル（仁川）線の 2 路線週 5 便が就航しています。

利用者数は平成 29 年度実績 3,158 千人<内訳：国内線（チャーター便含む）3,049 千人、国際線（チャーター便含む）53 千人、乳幼児 56 千人>となっています。

また、離島の空港は、五島つばき空港と対馬やまねこ空港は長崎と福岡、壱岐空港は長崎と結ばれており、平成 29 年度の利用者数は 366 千人（乳幼児は含まない）で、生活路線としての役割を果たしています。

路線数及び便数は平成 30 年 4 月 1 日現在の数字。

長崎空港利用者数の推移

(単位:人)

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
国 内 線	2,769,292	2,878,834	3,001,915	2,906,428	3,049,261
国 際 (定 期) 線	32,692	72,751	39,382	35,003	51,882
国 際 チ ャ ー タ ー 便	10,058	3,301	10,134	430	1,408
乳 幼 児	51,012	53,811	56,187	54,858	55,891
計	2,863,054	3,008,697	3,107,618	2,996,719	3,158,442

(2) 平成30年度の主な取組

県内空港の利用者を増加させ、交流人口の拡大を図るため、新規就航支援等を推進します。

- ・ 国内新規航空路線の就航促進にかかる支援
- ・ 航空マイルの活用による離島航空路線の利用促進
- ・ 県内空港の運営手法にかかる可能性調査



4 離島航空路線対策

【目的】

離島航空路線維持確保のため、県内の離島航空路線運航事業者に対し助成を行います。

【概要】

1 現状

オリエンタルエアブリッジ(株)(ORC)は、ダッシュ8にて、長崎～苅岐線、長崎～福江線、長崎～対馬線、福江～福岡線を運航しています。

全日本空輸(株)は、対馬～福岡線、福江～福岡線を運航しています。

運航事業者名	暦年	H24	H25	H26	H27	H28	H29
オリエンタル エアブリッジ(株) (ORC)	路線数	4	4	4	4	4	4
	往復便数	11	11	11	11	11	11
	利用者数	175,287	176,081	176,654	171,926	167,331	188,227
	対前年比	102.7	100.5	100.3	97.3	97.3	112.5
全日本空輸(株) (ANA)	路線数	2	2	2	2	2	2
	往復便数	6	6	6	6	6	6
	利用者数	240,544	245,540	253,000	235,588	221,920	230,704
	対前年比	97.6	102.1	103.0	93.1	94.2	104.0

注) 路線数、往復便数は各年の4月1日現在

注) 全日本空輸(株)には、そのグループ会社を含みます。

注) 利用者状況欄の人数に乳幼児は含みません。

2 今後の方針

離島航空路線の維持のため、地元市・航空会社・関係団体と連携して路線の利用を促進します。

3 離島航空路線補助制度

長崎県航空機購入費補助金(運航費関係)

内容: 国の運航費補助対象路線に対して、補助を行います。

補助対象額 × 50%

予算額: 122,578 千円

ORC(ダッシュ8-Q200)



長崎県離島航空路線確保対策補助金

内容: 県内の離島航空路線を運航している事業者に対し支援を行います。

(1) 航空機の重整備の費用のうち、運航費補助の対象とならない費用

(2) 離島航空路線のうち、一定の利用率に達しない路線の収入不足額

予算額: 100,664 千円

4 融資制度

長崎県離島公共交通事業対策貸付金 期間1年、利率1.55%

5 離島航路対策(離島航路への欠損補助制度等)

【目 的】

離島航路は、過疎化の進行に加えて、船舶の老朽化に伴う修繕費等運航コストの高騰、さらには航空機との競合等極めて厳しい環境に置かれています。しかし、航路は、しまの人々にとって重要な交通手段であり、日常生活に不可欠な住民の足となっています。このため、離島航路の維持・確保対策として、国の補助制度に加え、県においても離島航路の運航に対する補助を行っています。さらに、航路事業の経営安定等に資するため、各種融資制度を設けています。

【概 要】

(1) 離島航路補助制度

離島航路事業対策補助金

- …一定の基準に該当する航路の運航事業者から提出される生活交通確保維持改善計画に基づき、県離島航路対策協議会において、離島の生活に必要不可欠な航路として、その確保・維持が必要と認められた航路を補助対象航路として認定し、そのうち欠損が発生した航路に対し補助を行います。(国庫補助を差し引いた額を対象)
- ・ 基幹的補助航路(2以上の市町を結ぶ航路) 補助対象欠損額の100%以内の額
 - ・ 市町内補助航路(1市町内の航路) 補助対象欠損額の50%以内の額とし、市町が負担する額を限度とします。

(2) 離島住民割引事業補助金

離島航路事業者が離島住民を対象として、寄港地のバス運賃を限度とする運賃割引を実施する場合、それによる減収額を補助(国庫補助航路:国1/2、県1/4、市町1/4 県単補助航路:県1/2、市町1/2)

(3) 離島航路融資制度

航路改善対策資金貸付金

航路事業者の船舶の建造等の貸付資金	期間10年、末端利率1.85%
補助航路事業者の共有船舶の買取りに対する貸付資金	”

内航海運改善資金貸付金

内航海運業者の船舶建造等の貸付資金	期間8年、末端利率1.85%
-------------------	----------------

離島公共交通事業経営安定対策資金貸付金

補助航路事業者に対するつなぎ融資	期間1年、末端利率1.55%
------------------	----------------

上記のほか航路事業者及び内航海運業者の船舶建造・改造に対する公的支援としては、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有制度等があります。

(4) 長崎県離島航路対策協議会

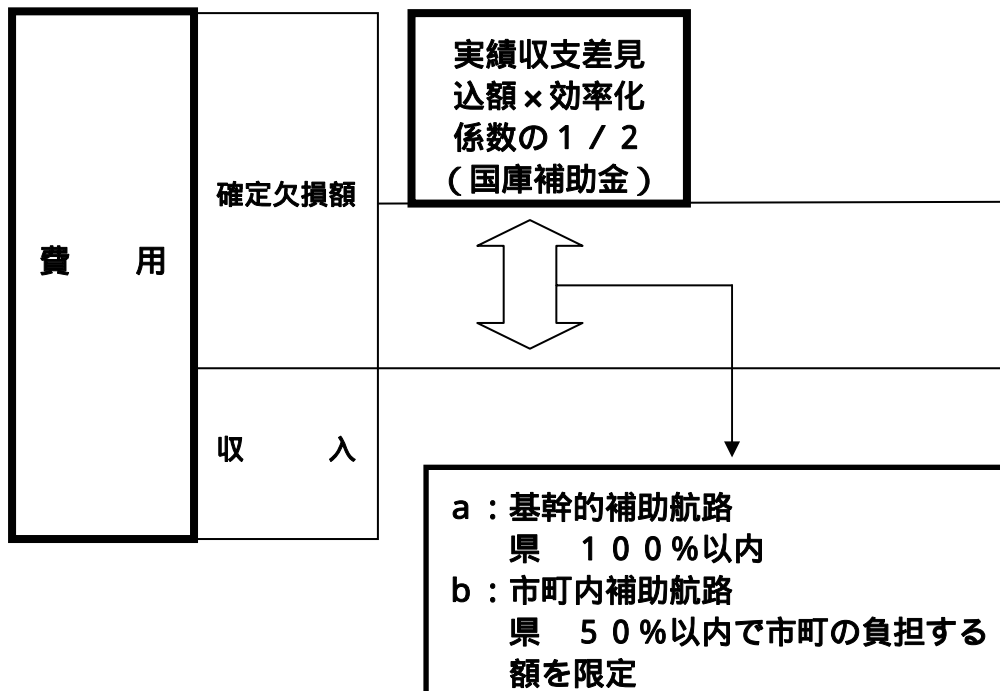
- ・ 設置日 平成23年6月15日
- ・ 委員 国、県、関係市町、運行事業者、利用者代表等
- ・ 設置目的 離島の生活に必要不可欠な航路の確保・維持について協議、調整を行い、生活交通確保維持改善計画を策定します。

1. 事業の経過							
年度	離島航路事業対策補助金 交付実績(千円)		離島航路船舶 バリアフリー 建造費補助金 交付実績 (千円)	貸付金貸付実績(千円)			輸送人員 (千人) ()は離島分
	国庫 対応分	県単分		航路改善 対策	内航海運 改善	航路経営 安定	
25	935,861	72,001	0	25,000	0	693,000	6,140 (3,880)
26	984,501	64,361	0	0	0	677,000	6,305 (3,743)
27	751,001	59,049	0	0	0	713,000	6,935 (3,880)
28	495,305	55,302	0	0	0	687,000	6,648 (3,831)
29	542,071	58,010	0	0	0	711,000	6,052 (3,987)

2. 平成30年度予算

補助	航路欠損補助	1,064,018千円
	離島住民割引補助	4,747千円
貸付金	内航海運 経営安定	28,000千円 735,000千円

【県の補助制度(航路欠損補助)】



6 離島基幹（貨物）航路対策（航路の運賃低廉化）

【目 的】

県内の離島基幹（貨物）航路に使用されている船舶の更新（リプレイス）及び長寿命化（リフレッシュ）に要する経費を補助することにより、補助相当額を運賃低廉化に反映させ、島民の負担軽減及び離島地域の交流人口拡大を図ります。

【概 要】

離島地域交流促進基盤強化事業費補助金（補助率：10 / 10 以内）の交付による運賃低廉化への反映

補助対象航路： 長崎～五島 佐世保～上五島 長崎～鯛ノ浦 博多～青方～福江
博多～壱岐～対馬 唐津～印通寺 長崎～五島（貨物）

補助対象事業：

- ・ リプレイス補助：対象航路に就航している概ね 20 年以上の老朽船舶の更新
- ・ リフレッシュ補助：対象航路に就航している船舶の長寿命化のための修理点検（但し、貨物航路は対象外）

運賃低廉化の考え方

- ・ 基本運賃の値下げを実施：リプレイス補助分・リフレッシュ補助分
- ・ 島民を対象にした割引を実施（7 種類）：リフレッシュ補助分

特定医療割引

（特定医療（指定難病）・特定疾患医療割引、小児慢性特定疾患医療割引、育成医療割引）
後期高齢者割引 本土通院等割引 学生（就職活動）割引 学生（進学受験）割引
学生（グループ活動）割引 身障者等運転自動車航送料割引

船舶建造及び運賃低廉化に係る協議・検証のための組織設立による適正な執行管理

長崎県離島基幹航路運賃対策協議会（平成 21 年 7 月 28 日設置）

- ・ 委 員 航路運航事業者、関係市町長、学識者等
- ・ 協議内容 航路事業構造改善によるコスト削減方策、離島基幹航路運賃を低廉化するための方策

長崎県新船建造費等検証委員会（平成 21 年 11 月 6 日設置）

- ・ 委 員 学識経験者等造船の専門家
- ・ 協議内容 新船建造費（リプレイス）や修理点検費用等（リフレッシュ）の妥当性について検証等を実施

事業経過・主な実績

船舶リプレイス：

- 平成 23 年度 長崎～五島航路「万葉」就航（4 月）
- 平成 24 年度 博多～壱岐～対馬航路「フェリーきずな」就航（4 月）
長崎～五島航路「椿」就航（12 月）
- 平成 25 年度 長崎～鯛ノ浦航路「びっぐあーす 2 号」就航（3 月）
長崎～五島貨物航路「フェリーさくら」就航（3 月）
- 平成 26 年度 福江～青方～博多航路の「太古」就航（7 月）

船舶リフレッシュ：平成 21 年度から実施

基本運賃引き下げ：平成 23 年 4 月から長崎～五島航路で 2 割引き下げ

平成 24 年 4 月から博多～壱岐～対馬航路で 2 割引き下げ

平成 26 年 7 月から福江～青方～博多航路で 2 割引き下げ

島民対象の割引：平成 21 年度から島民対象の割引を実施。平成 24 年度から 特定医療
割引の対象拡大。平成 28 年度から 本土通院等割引を追加。



「万葉」



「フェリーきずな」



「椿」



「フェリーさくら」



「ぴっくあーす2号」



「太古」

7 地方バス対策

【目 的】

通学、通院などの日常生活に必要な不可欠な交通手段である乗合バス等の生活交通の維持確保を図るため、国、市町と連携して、乗合バスの不採算路線等に対して補助を行っています。

また、長崎県バス対策協議会においては、補助路線の運行計画や生活交通の確保方策等について協議・調整を行っています。

【概 要】

(1) 補助事業

バス運行対策費補助金（国との連携による補助）

地域が必要とするバス路線のうち、広域的・幹線的な路線について国と連携して補助

- ・ 地域間幹線系統確保維持費補助金（補助率 国 1/2、県 1/2）
- ・ 車両減価償却費等補助金（補助率 国 1/2、県 1/2）

生活バス路線運行対策費補助金（市町との連携による補助）

地域が必要とするバス路線のうち、準広域的・準幹線的な路線について市町と連携して補助

- ・ 路線維持費補助金（補助率 県 1/2、市町 1/2）

事業名		バス運行対策費補助		生活バス路線運行対策費補助
		(地域間幹線系統確保維持費補助)	(車両減価償却費等補助)	(路線維持費補助)
補助対象事業者		不採算の乗合バス路線を運行する乗合バス事業者	国庫補助路線を運行する乗合バス事業者	不採算の乗合バス路線を運行する乗合バス事業者 生活交通を確保するため、自ら運行する市町
補助対象の概要	複数市町	またがる	主として、国庫補助路線を運行する低床車両等にかかる減価償却費及び購入に係る金融費用を補助	-
	路線の長さ	-		10km以上
	運行回数	1日3回以上		1日3回以上
	輸送量	15～150人		9～150人
	中心市町等	アクセスすること		-
	収支率等	-		経常収益が経常費用の55%以上
補助対象経費の額		経常費用見込額と経常収益見込額の差額 (経常費用の45%を限度)	補助対象車両購入費 ワンステップバス1,300万円を限度 ノンステップバス1,500万円を限度 小型車両1,200万円を限度	経常費用と経常収益の差額
補助率		補助対象経費の額を国・県で1/2ずつ	補助対象経費の額を国・県で1/2ずつ	補助対象経費の額を県・市町で1/2ずつ
その他		競合率・平均乗車密度による査定減あり		競合率による査定減あり

(2) 長崎県バス対策協議会

- ・ 設 置 日 平成12年11月16日
- ・ 委 員 国、県、関係市町、バス事業者、利用者代表等
- ・ 協議内容 補助路線の運行計画や路線廃止後の生活交通の確保方策等

8 松浦鉄道・島原鉄道対策

【目 的】

県北地域及び県央・島原半島地域における広域的公共交通機関である松浦鉄道と島原鉄道の老朽化した車輛やレール等施設設備の更新・整備を行う費用を、沿線自治体等と一体となって支援することにより地域住民へ安全な交通手段の提供を図ります。

【概 要】

(事業期間) 平成18年度～平成35年度

(予算額) 平成30年度 177,887千円

松浦鉄道

(会社概要)

- ・設 立 昭和 62 年 12 月 10 日 (営業開始 昭和 63 年 4 月 1 日)
- ・資 本 金 3 億円 (うち県出資額 4,100 万円)
- ・営業キロ 93.8 キロメートル、駅数 57 駅 (うち長崎県内 38 駅)、車両数 23 両

(松浦鉄道自治体連絡協議会)

- ・設 立 昭和 63 年 5 月 24 日
- ・構 成 8 団体

(長崎県、佐賀県、佐世保市、平戸市、松浦市、伊万里市、佐々町、有田町)

(平成 29 年度事業内容)

- ・整備内容 マクラギ交換、列車無線設備更新ほか
- ・事業費 241,399 千円 (うち県補助 59,085 千円)

島原鉄道

(会社概要)

- ・設 立 明治 41 年 5 月 5 日 (営業開始 明治 44 年 6 月 20 日)
- ・資本金等 8 億円 (うち県出資額 8,000 万円)
- ・営業キロ 43.2 キロメートル、駅数 24 駅、車両数 15 両

(島原鉄道自治体連絡協議会)

- ・設 立 平成 8 年 10 月 9 日
- ・構 成 5 団体 (長崎県、島原市、諫早市、雲仙市、南島原市)

(平成 29 年度事業内容)

- ・整備内容 レール更新、踏切警報機更新ほか
- ・事業費 249,672 千円 (うち県補助 86,242 千円)



松浦鉄道



島原鉄道

県庁舎跡地活用室

県庁舎跡地活用について

【目 的】

交流人口の拡大に寄与するとともに長崎駅周辺エリアや松が枝エリアとまちなかをつなぐ回遊の拠点となることを目指し、地元長崎市と連携しながら、長崎市のみならず長崎県全体にとって、最も良い活用策となるよう取り組みます。

【概 要】

県庁舎移転後の跡地活用については、平成21年2月に県と長崎市による「県庁舎跡地活用プロジェクト会議」を設置し、地元長崎市と連携を図るとともに、平成21年8月には有識者や地元関係者等からなる「長崎県県庁舎跡地活用懇話会」を設置し、跡地活用の基本理念や、それを踏まえた基本的な方向等について、ご提言をいただきました。

その後、県庁舎移転の決定を受け、平成24年7月には、具体的な用途・機能の検討を進めるため、新たに「長崎県県庁舎跡地活用検討懇話会」を設置し、平成26年4月に県庁舎跡地活用にかかる提言をいただきました。

平成26年度からは、この提言において主要機能候補として整理された、「多目的広場機能」、「歴史・情報発信機能」、「ホール機能」を中心に、具体的な整備内容について地元長崎市とも連携しながら検討を進めてきました。

そして、平成28年2月に、県庁舎跡地の重層的な歴史やまちなかに立地する特性を踏まえ、活用にあたっての基本的な考え方として、賑いを創出する広場、交流・おもてなしの空間、質の高い文化芸術ホールといった3つの方向性を中心に検討していくことをお示ししました。

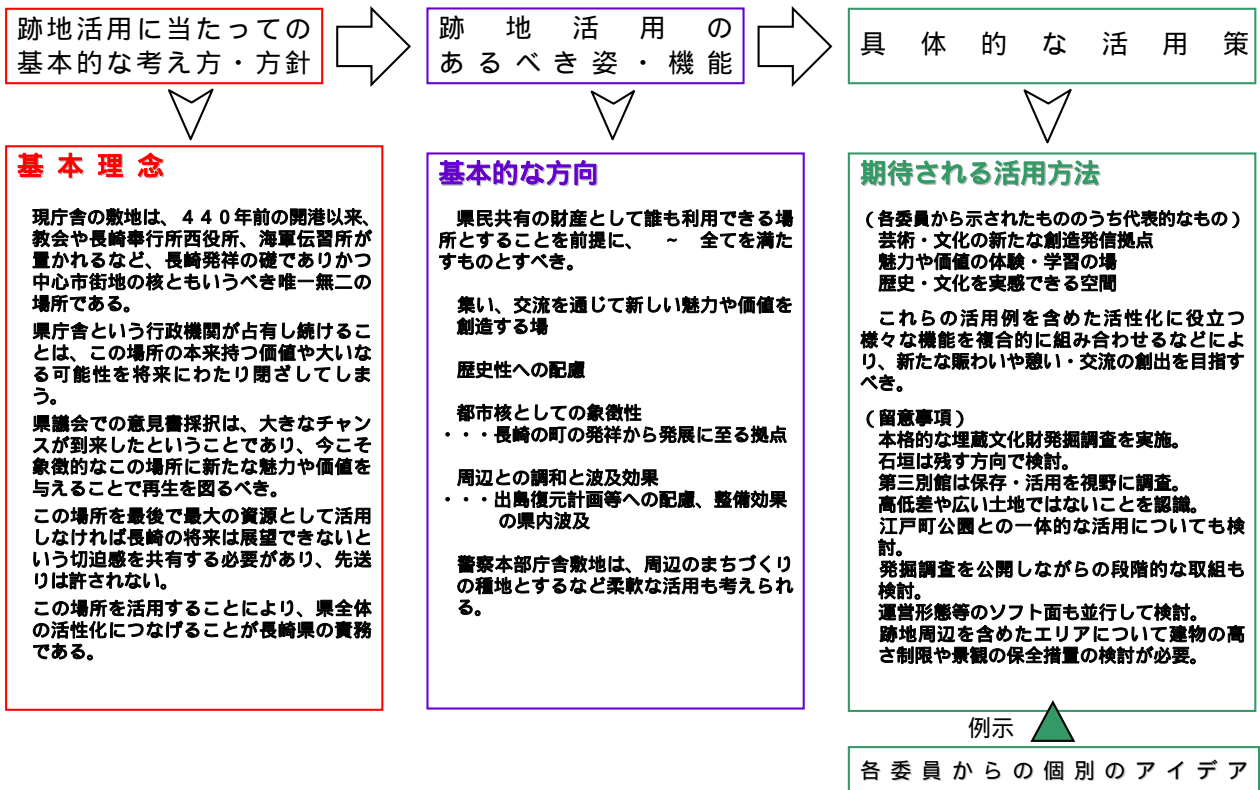
その後、平成29年2月には、これまでの議論や経過も踏まえたうえで、広場と交流・おもてなしの空間を中心に、整備に向けて更に具体的な検討を進める一方、文化芸術ホールについては、適切な時期に今後の方向性を判断するとの考え方をお示しし、平成29年度は、広場と交流・おもてなしの空間について、整備する場合に考えられる個別の機能などの検討を進めてきました。

今後、周辺の大規模プロジェクトの動向及び旧庁舎解体、埋蔵文化財調査等の時期を踏まえながら、活用策の方向性を判断し、基本構想の策定、基本設計・実施設計を経て、早期の工事着手ができるよう取り組みます。

【経 過】

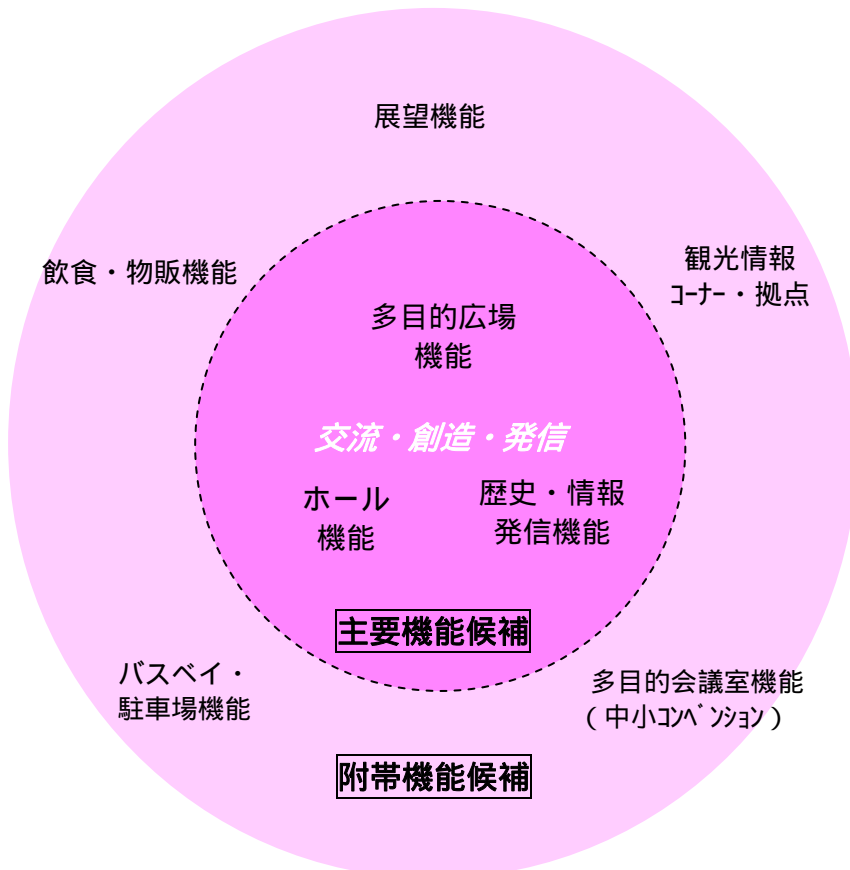
平成21年2月	県庁舎跡地活用プロジェクト会議の設置
平成22年1月	県庁舎跡地活用懇話会の提言（基本理念等）
平成26年4月	県庁舎跡地活用検討懇話会の提言（用途・機能）
平成26年7月	長崎市から、新たな文化施設（音楽、演劇等に対応したホール）等の提案
平成26年9月	「長崎市中心部・臨海地域」都市再生委員会（有識者等で構成）に検討状況を報告（平成27年1月にも実施）
平成28年2月	県庁舎跡地の整備に向けた検討状況を県議会に説明
平成29年2月	県庁舎跡地の整備に向けた検討状況（現時点の考え方）を県議会に説明
平成29年3月	都市再生委員会に検討状況を報告
平成29年9月	広場に関する検討状況を県議会に説明
平成29年11月	交流・おもてなしの空間に関する検討状況を県議会に説明

平成22年1月 県庁舎跡地活用懇話会の提言（基本理念等）



平成26年4月 県庁舎跡地活用検討懇話会の提言（用途・機能）

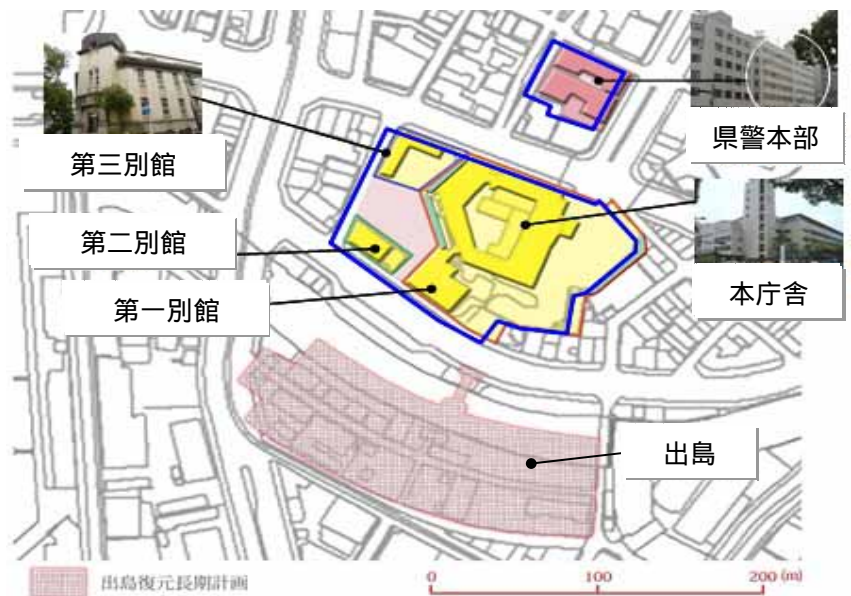
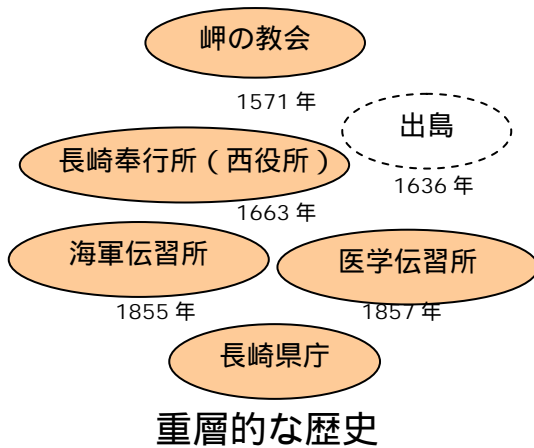
具体的な用途・機能のイメージ図（3つの主要機能候補、5つの付帯機能候補）



県庁舎跡地の背景と目標スケジュール

県庁舎跡地の背景

岬の教会、長崎奉行所西役所、四代に渡る県庁舎
長崎駅、港、中心市街地をつなぐエリアの中心



旧庁舎周辺の位置図

目標スケジュール

長崎県総合計画チャレンジ 2020 の期間中（2020 年度中）の
工事着手を目指す

企画部門の組織の変遷

年度	部局の変遷	課・室の変遷	備考
27	直 属	企画室	26. 7. 12 企画室新設
28			
29			
30		企画課	30. 11. 10 財政再建団体に伴う改組
31		企画室	
32		企画調整課	
33	(企画室)	文化課	33. 7. 10 企画室に企画調整課、文化課、離島振興課設置
34		文化課	
35		文生課	
36		児童少青年課	
37		生活課	
38		文化広報課	
39	企 画 部	団体企画課	38. 4. 1 文化課を文生課に名称変更
40		交通安全対策室	41. 1. 5 企画部に団体企画課を新設
41		文化広報課	41. 4. 1 知事直属広報課を企画部文化広報課に改組
42		交通安全対策室	41. 8. 5 企画部の団体企画課を知事直属の長崎団体事務局に移管
43		交通安全対策室	42. 4. 5 企画部に交通安全対策室を設置
44			
45		水資源開発課	45. 4. 1 水資源開発課新設
46		水資源調査課	45. 11. 1 電算準備室(企画係・計算係)を新設
47		企画調整室	46. 4. 1 企画調整課を廃止し、職制対応 児童少青年課を教育庁へ移管 生活課、交通安全対策室を民生部へ移管 文化広報課を知事直属へ移管 統計課を総務部より移管 電算準備室を電算室に名称変更 企画部において、統計課を除き、係制を廃止
48		企画課	47. 4. 1 企画調整室を廃止し、企画課を新設 水資源調査課を南部地域総合開発局、河川開発課へ移管 電算室を電算課へ名称変更
49	直 属	企画主幹(総括主管・総合計画担当)	48. 4. 1 企画課へ土地対策室新設
50		企画主幹(都市圏計画担当)	49. 4. 1 企画部の廃止に伴い、統計課、電算課、離島振興課を総務部へ移管 直属に企画を新設 企画課の土地対策室を企画(土地対策担当)に移管 企画に総括主管・総合計画担当、都市圏計画担当を設置
51		企画主幹(開発計画担当)	50. 4. 1 企画の土地対策担当を廃止し、土地対策室を設置
52		企画主幹(同和対策事業調査担当)	51. 4. 1 企画に同和対策事業調査担当、交通計画担当を設置
53		企画主幹(原子力船「むつ」対策担当)	53. 4. 1 企画の開発計画担当、交通計画担当を廃止
54		企画主幹(原子力船「むつ」対策担当)	54. 4. 1 直属の原子力船「むつ」対策室を廃止し、企画に原子力船「むつ」対策担当を設置
55		企画主幹(婦人問題対策担当)	55. 4. 1 企画に婦人問題対策担当を設置
56		企画主幹(中国・基地担当)	
57		企画主幹(総合交通計画担当)	
58		企画主幹(中国・基地担当)	
59		企画主幹(中国・基地担当)	
60	企 画 部	同和対策室	58. 4. 1 経済部の運輸課を廃止し、企画に総合交通計画担当を設置 企画の中国・基地担当を総務部の総務学事課へ移管
61		同和対策室	61. 4. 1 企画の原子力船「むつ」対策担当を廃止 企画部の設置に伴い、企画の総括主管、総合計画担当、同和対策事業調査担当、婦人問題対策担当、総合交通計画担当をそれぞれ、企画課、同和対策室、婦人対策室、運輸通信課と課制を敷くとともに、直属の土地対策室、総務部の離島振興課(半島振興業務を併せて行うため、離島半島振興課と改称)、情報統計課を企画部へ移管
62		同和対策室	63. 4. 1 総務文書課の国際交流班を充実して、企画部の国際交流課として設置 運輸通信課を交通運輸課へ名称変更(通信部門は企画課へ)
63		同和対策室	長崎「旅」博覧会推進事務局を設置 企画課で所管していたリゾート業務をより推進するため、リゾート整備推進室を設置
元		同和対策室	元. 4. 1 リゾート整備推進室を経済部へ移管 ナガサキ・アーバン・ルネッサンス2001構想を推進するため、長崎部心再開発推進室を設置
1		同和対策室	2. 4. 1 婦人対策室を女性行政推進室へ名称変更
2		同和対策室	
3		同和対策室	3. 4. 1 長崎「旅」博覧会推進事務局を廃止 離島半島・地域政策課を新設 長崎部心再開発推進室を長崎都市再開発推進局に再編 交通運輸課を交通政策課へ名称変更
4		同和対策室	5. 4. 1 情報統計課を統計課と電算システム課に再編
5		同和対策室	6. 4. 1 文化行政を総合的に推進するため、文化推進室を新設、長崎部心再開発推進局を知事直属へ移管
6		同和対策室	
7		同和対策室	7. 4. 1 部の統合再編により、文化推進室、同和対策室、女性行政推進室を新設された生活環境部へ移管 長崎新幹線の実現化に向け、より体制の充実強化を図るため、新幹線対策室を新設(課内室) 長期的視野に立った水資源の総合的な政策を推進するため、土地対策室を水資源土地政策課に改組
8		同和対策室	8. 4. 1 「しま」半島の振興及び県下全域の地域振興を図るため、離島半島・地域政策課を地域政策課へ改組 国際交流から国際協力へのステップアップを図り、県下一体となった国際化を推進するため、国際交流課を国際課へ改組
9		同和対策室	9. 4. 1 長崎県地域情報化構想を策定するとともに、情報通信基盤の整備等を一層推進するため、高度情報班を高度情報化室へ改組(課内室)
10		同和対策室	10. 8. 1 県政の主要な課題について特色ある施策を推進するため、政策審議室を設置
11		同和対策室	11. 4. 1 企画課を企画調整課に、政策審議室を政策課に再編 企画調整課内に日蘭交流400周年事業推進室を新設 電算システム課を総務部へ、統計課を県民生活環境部へ移管 直属の豊仙岳災害復興室を廃止し、業務を地域政策課へ移管
12		同和対策室	

企画部門の組織の変遷

年度	部局の変遷	課・室の変遷	備考
13	政策調整局	企画調整課 政策評価課 広報広聴課 都市再整備推進課 都市整備室	13.4.1 政策調整局、地域振興部の設置に伴い、企画部を発局的に解消 政策調整局内に、企画調整課、政策評価課、広報広聴課、都市再整備推進課、都市整備室を設置
14			14.4.1 都市整備室を課外室として改組
15	政策企画課		15.4.1 政策立案機能の強化のため、企画調整課を政策企画課へ改組 プロジェクト研究等を一体的に推進し、産業の活性化及び県民生活の向上に役立てるため、7つの研究機関を連携・統括する 科学技術振興課を新設
16			
17			
18	政策企画部		
19	知事公室		
20		県庁舎・まちづくり担当 世界遺産担当 総務部へ 秘書課 国際課	20.4.1 政策の立案・推進機能の強化のため、政策企画部及び関係部門を知事直属組織である知事公室に改組 知事公室に県庁舎・まちづくり担当、世界遺産担当を設置 秘書課を総務部より、国際課を地域振興部より移管 政策評価課を総務部へ移管し、政策評価室へ改組
21		世界遺産登録推進室 文化観光物産局へ 土地対策室 総務部へ 総務部へ	21.4.1 世界遺産担当を世界遺産登録推進室へ改組 土木部より関連業務の移管を受け、まちづくり推進室を新設
22			21.7.15 県庁舎・まちづくり担当を総務部へ移管し、県庁舎基本構想策定室へ改組
23	企画振興部	地域振興課 まちづくり推進室 市町村課 新幹線・総合交通対策課	23.4.1 地域振興と連動した全庁的な企画立案や政策調整を実施するため、知事公室、地域振興部等を再編し企画振興部を新設 旧知事公室の政策企画課、国際課、まちづくり推進室を新設の企画振興部に設置し、秘書課、広報広聴課を総務部へ、世界遺産登録推進室を文化観光物産局へ移管 旧地域振興部の土地対策室、新幹線・総合交通対策課及び地域政策課と市町振興課を再編・統合した地域振興課を新設の企画振興部に設置 文化・観光・物産振興部門の連携強化と総合的な施策の実施、アジア・国際戦略の着実な推進を図るため、企画振興部内に文化観光物産局を設置
24			
25			25.4.1 国際課を文化観光物産局へ移管
26			26.4.1 本庁と振興局との連携を強化し、地域毎の施策を強力に推進するため、地域振興課を地域づくり推進課と市町村課に再編し、 総務部から振興局が企画振興部へ移管
27			27.4.1 国体・大会後のスポーツ振興の検討や施策の効果的な推進のため、国体・障害者スポーツ大会部の県民スポーツ課を改組し、 スポーツ振興課を設置。
28			
29			29.10.1 IR誘致活動等の強化を図るため、政策企画課内に「IR推進室」を設置。
30			30.4.1 IRの推進に向けた責任体制をより明確にし、区域認定申請の諸準備等を進めるため、政策企画課内の「IR推進室」を、課から独立した「IR推進室」に改組。また、「まちづくり推進室」のまちづくり業務等を土木部に移管し、県庁舎跡地活用に向けた検討や調整を重点的に推進するため、「県庁舎跡地活用室」に改組